



(仮称)

苫小牧市子ども・子育て支援事業計画

素案



平成26年12月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 人口・世帯	5
2 人口動態	6
3 就労の状況	8
4 教育・保育施設の状況	9
5 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
6 ニーズ調査の結果概要	15
7 苫小牧市の子ども・子育て支援の課題	22
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	245
3 各主体の役割	256
第4章 子ども・子育て支援事業計画	27
1 教育・保育提供区域について	27
2 児童数の推計	27
3 量の見込みについて	エラー! ブックマークが定義されていません。
4 教育・保育施設の需要量および確保の方策	30
5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	33
第5章 子ども・子育て支援施策の推進	38
施策体系	38
基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します	40
1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減	41
1-2 子育て相談体制の強化	42
1-3 親の子育て力の強化	42
1-4 子育て情報提供の充実	43
1-5 子育ての場の提供	43
1-6 子育て支援者への支援	43
1-7 子どもの健康増進	44

1-8	母親の健康増進	45
1-9	食育の推進	46
1-10	小児医療の充実	46
基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します		47
2-1	ワークライフバランスの推進	48
2-2	保育サービスの充実	48
基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します		50
3-1	幼児期の保育・教育の充実	51
3-2	放課後の教育環境の整備	51
3-3	学習指導の充実	51
3-4	国際教育の充実	52
3-5	教職員の資質向上	52
3-6	教育施設の整備	53
3-7	地域に開かれた学校づくり	53
3-8	いじめ・不登校対策の充実	53
3-9	家庭・地域の教育力の強化	54
3-10	体験活動の充実	54
3-11	スポーツ活動の推進	55
3-12	読書活動の推進	56
3-13	健全な成育環境の整備	56
3-14	子どもの活動の経済的支援	56
3-15	思春期保健対策の充実	57
基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくれます		58
4-1	地域における子育て相談・交流の充実	59
4-2	保護の必要な子どもの受け入れ先の確保	60
4-3	子どもの健全育成の推進	60
4-4	子どもの権利の普及・啓発	61
4-5	安全安心なまちづくりの推進	62
4-6	安心して外出できる環境の整備	62
4-7	子どもの交通安全の確保	62
4-8	青少年の非行対策	63
4-9	子どもの犯罪被害防止	63
基本目標5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします		64
5-1	児童虐待に対する対策	65
5-2	DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援	67
5-3	ひとり親家庭等への経済的支援	66

5-4	ひとり親家庭等の相談体制の強化	67
5-5	障がい児の発達支援	68
5-6	障がい児家庭への経済的支援	68
5-7	障がい児の保育・教育の充実	69
5-8	特別支援教育の推進	69
第6章 計画の推進体制		70
1	関係機関等との連携	70
2	計画の達成状況の点検・評価	70

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

また、現在の親世代の方々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えてきているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化をしています。

さらに、経済状況や雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中、共働き家庭が増え続けており、就労の継続を希望しながらも仕事と子育ての両立が難しいことを理由に出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、女性の就労継続も厳しい状況にあるため、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する方の環境を整備することが求められています。

このような中、国では全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て新システム関連3法を整備しました。

これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

○新制度開始にあたっての、子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- OM字カーブ（30代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

○質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

- 保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育・保育の質的改善

○地域の子ども・子育て支援の充実

本市は、次世代育成支援対策推進法に基づき「とまこまい子ども・未来計画」を策定し、次世代の育成支援を推進してきましたが、この計画期間は平成26年度で終了となります。

このような中、子ども・子育て支援法により、市町村に、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

そこで、本市は、とまこまい子ども未来計画の考え方を引き継ぐものとして、子ども・子育て支援を総合的に推進し、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目的に「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

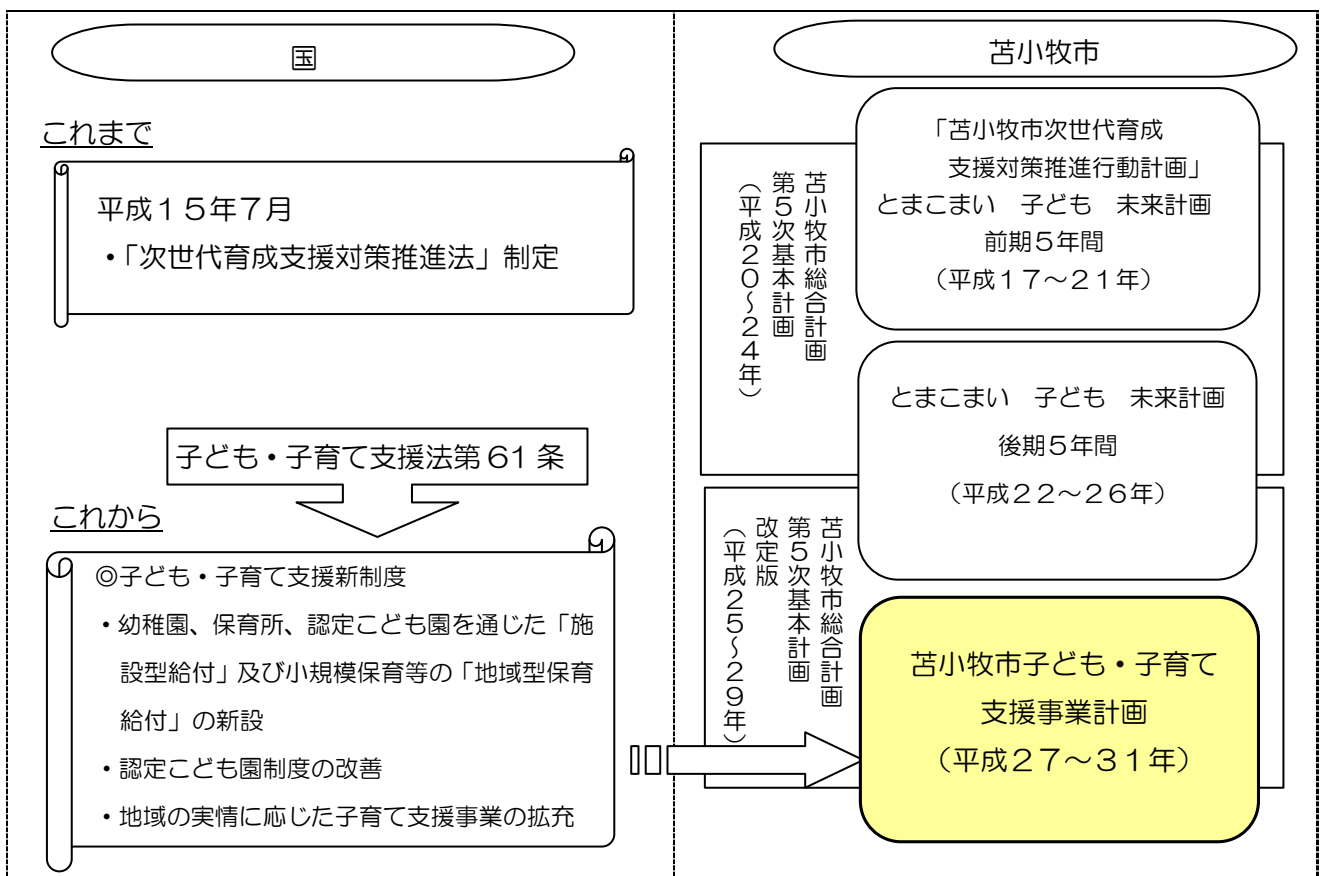
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、苫小牧市総合計画の下位計画として、苫小牧市男女平等参画基本計画、苫小牧市地域福祉計画及び苫小牧市障がい者計画との連携を図りながら、地域の子ども・子育て支援の総合計画として次世代育成支援対策推進行動計画を継承しながら進めていきます。

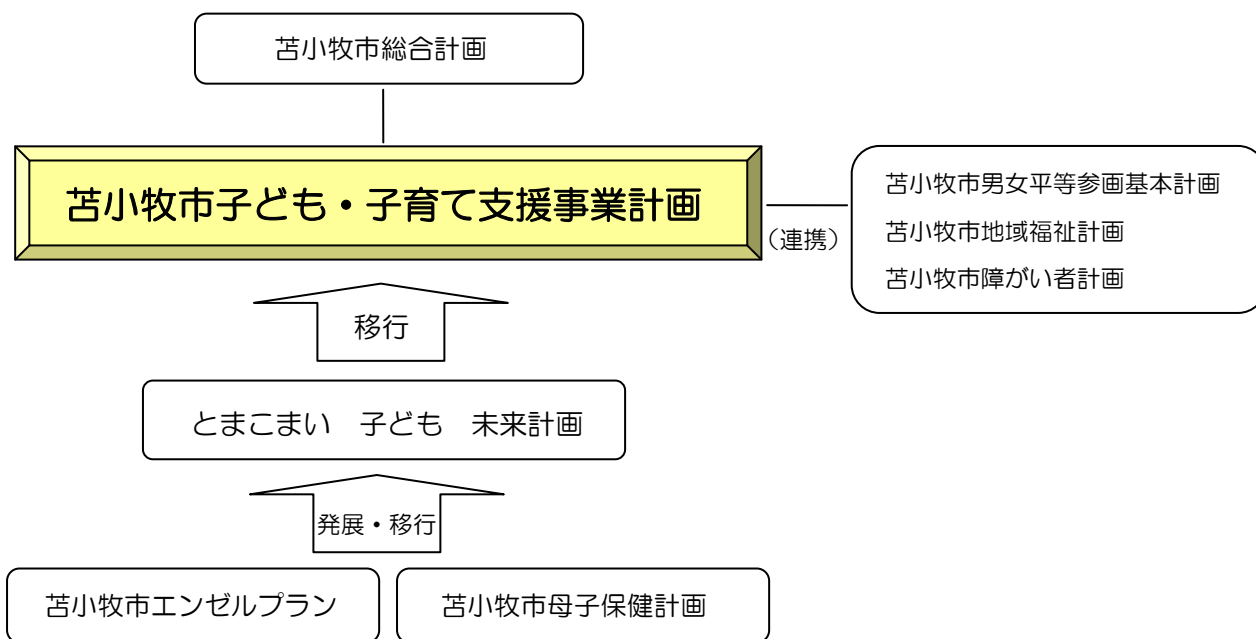
○子ども・子育て支援法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

○子ども・子育て支援新制度との関係



○苦小牧市の計画等との関係



3 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することとしています。本市では、平成27年4月1日からの本格施行に合わせて、本計画の計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とし、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見直し	苦小牧市次世代育成支援対策推進行動計画 「とまこまい子ども未来計画」									
	⇒国・地方公共団体・企業における 少子化の取り組みを促進					見直し	苦小牧市子ども・子育て支援事業計画 (継続的に点検・評価・見直しを行う)			

4 策定体制

(1) 苫小牧市子ども・子育て審議会の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」に位置付けられるものとして設置した「苫小牧市子ども・子育て審議会」の中で、計画の内容について、学識経験者、子ども・子育て関連団体の代表、公募委員等による議論を行ってきました。

(2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する現在の状況や今後の希望の把握を通じて、幼児期の教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、確保の方策を検討するため、ニーズ調査を実施しました。（ニーズ調査の結果概要 P15）

(3) パブリックコメントの実施

市民からの意見の募集するため、計画案を公表し、意見の提出先、提出方法及び提出期間を定めて意見を求めるための手続きを行い、本計画の策定に反映させます。

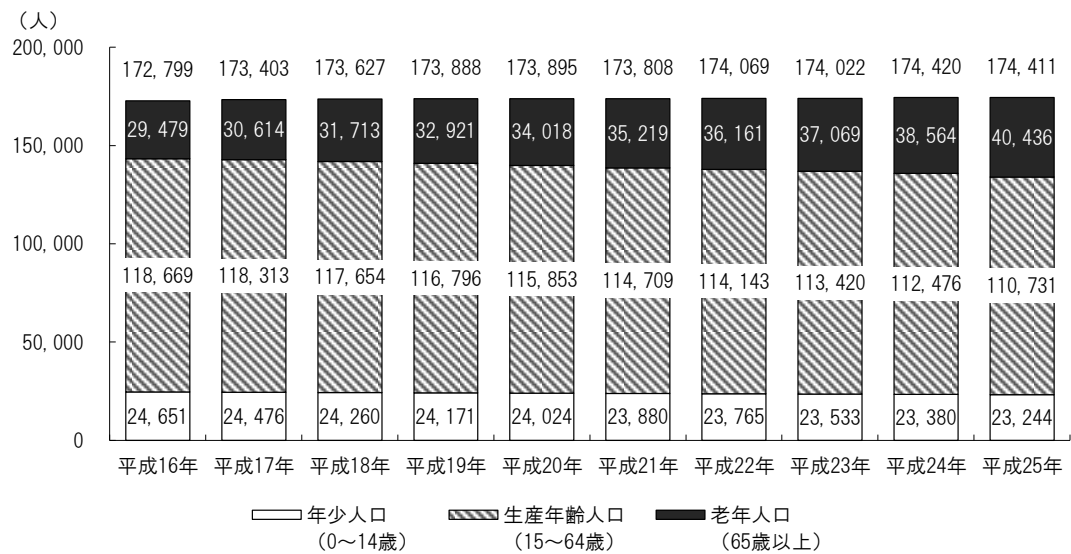
第2章 苫小牧市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯

(1) 人口の推移

○総人口はやや増加傾向が見られるが、年少人口および生産年齢人口は減少を続けており、少子高齢化が進行しています。

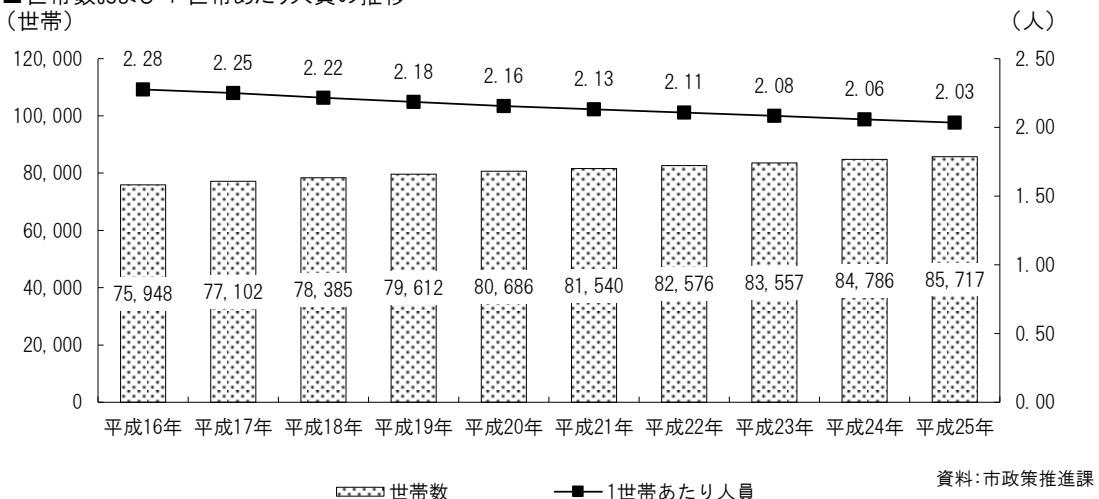
■総人口の推移



(2) 世帯の状況

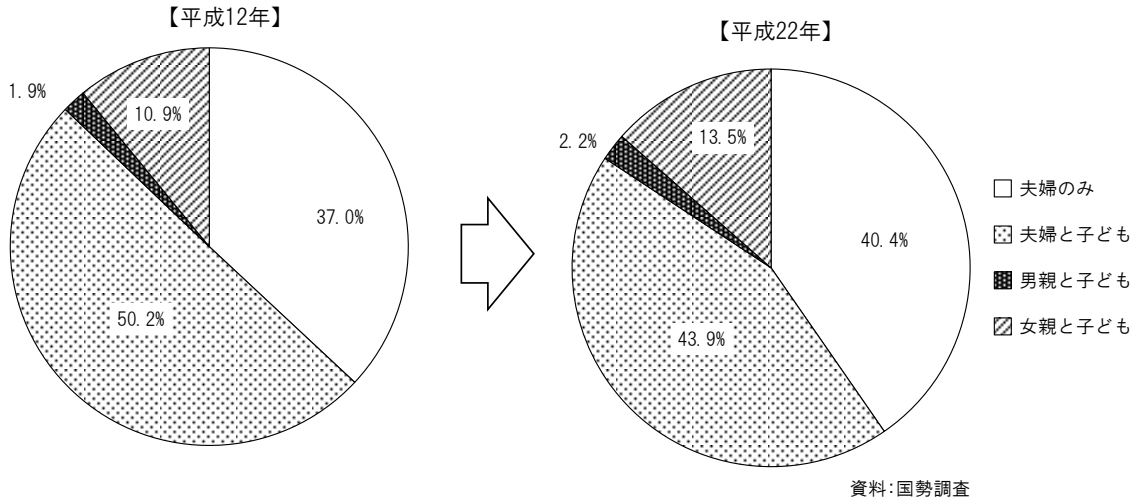
○世帯数が増加し続けている一方で、1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化及び単身世帯の増加がうかがえます。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移



○核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」、「男親と子ども」の世帯の割合が増加しています。

■核家族世帯の構成比



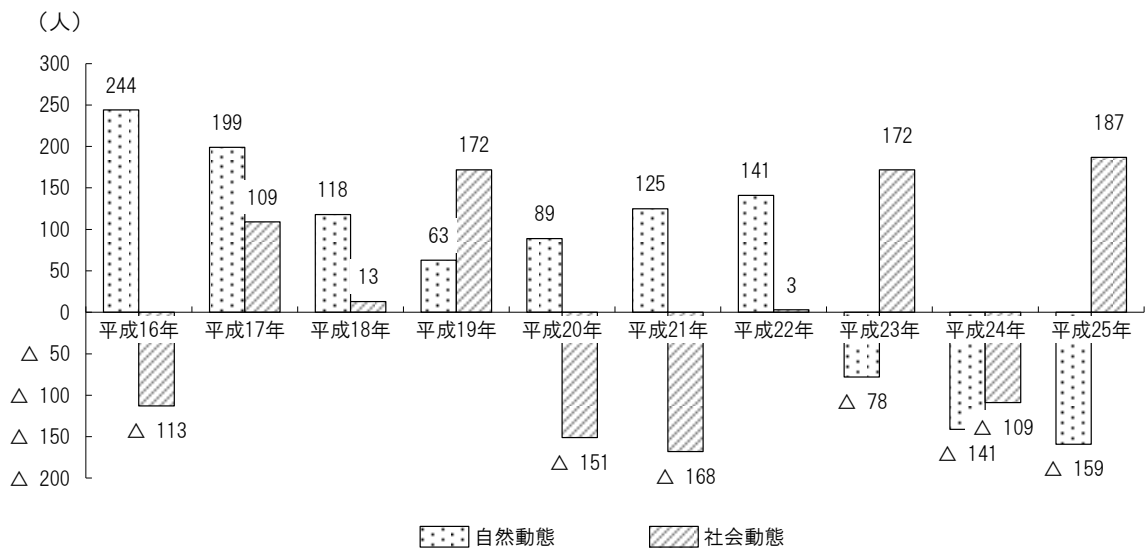
2 人口動態

(1) 自然動態・社会動態

○自然動態（出生－死亡）は、平成22年までは、プラスで推移していましたが、平成23年以降マイナスが続いています。

○社会動態（転入－転出）は、年によって増減が見られます。

■自然動態・社会動態の推移

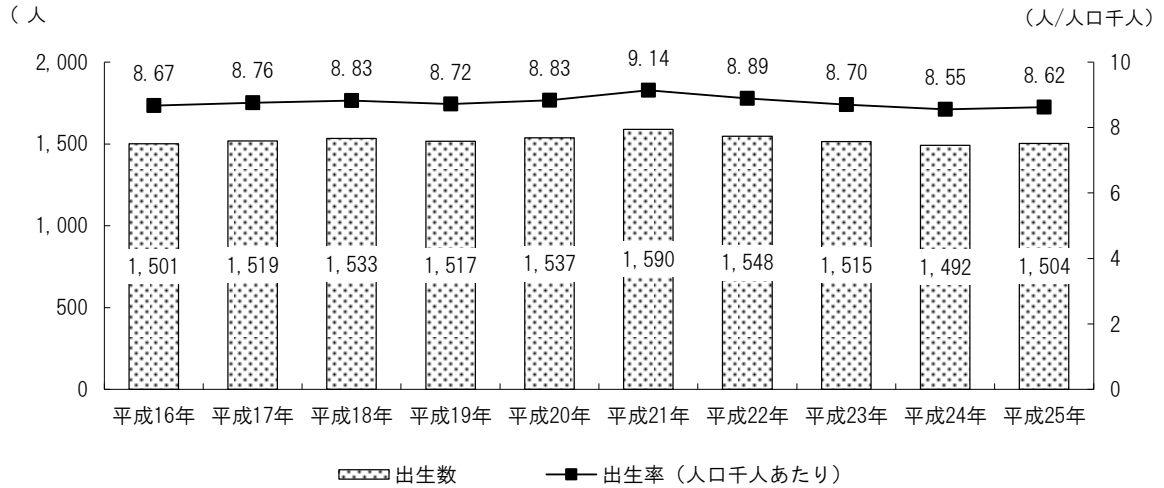


資料: 市政策推進課

(2) 出生の状況

○出生数は、平成16年以降、概ね1,500人台で推移しています。

■出生数および出生率の推移

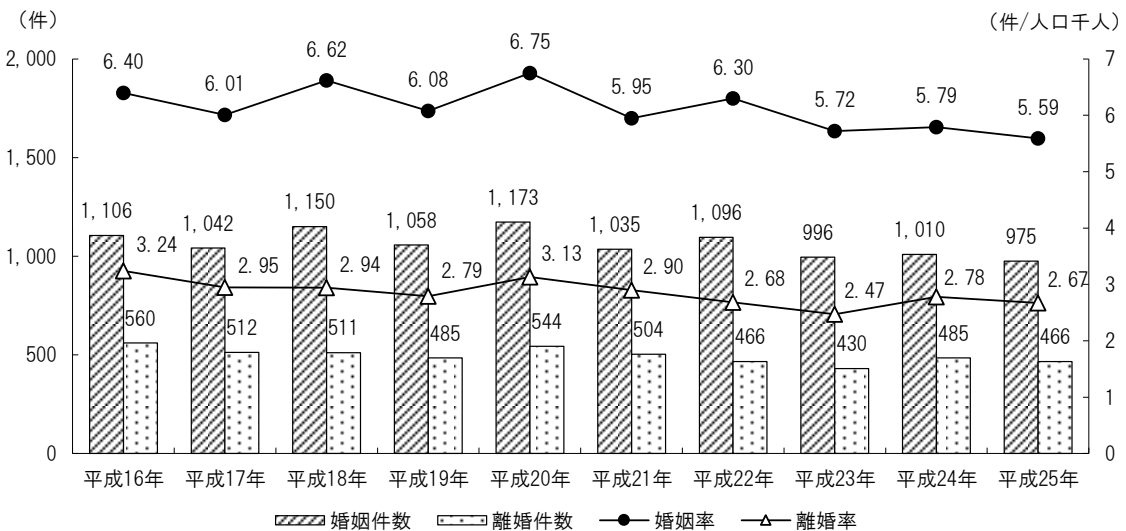


出典：市政策推進課

(3) 婚姻・離婚の状況

○婚姻数・婚姻率、離婚数・離婚率ともに、減少傾向が見られます。

■婚姻・離婚数および婚姻・離婚率の推移



出典：市政策推進課

3 就労の状況

(1) 産業別就業者数

○第3次産業就業者の割合が7割近くとなっています。

○北海道、全国と比べると、第1次産業の割合が低く、第2次産業の割合が高くなっています。

■産業別就業者数

		平成17年	平成22年		
			苫小牧市	北海道	全国
就業者数		78,693	80,205	2,509,464	59,611,311
第1次産業	人口	1,115	1,231	181,531	2,381,415
	割合	1.4	1.5	7.2	4.0
第2次産業	人口	20,920	19,896	429,376	14,123,282
	割合	26.6	24.8	17.1	23.7
第3次産業	人口	55,186	53,213	1,761,386	39,646,316
	割合	70.1	66.3	70.2	66.5
分類不能	人口	1,472	5,865	137,171	3,460,298

出典:国勢調査

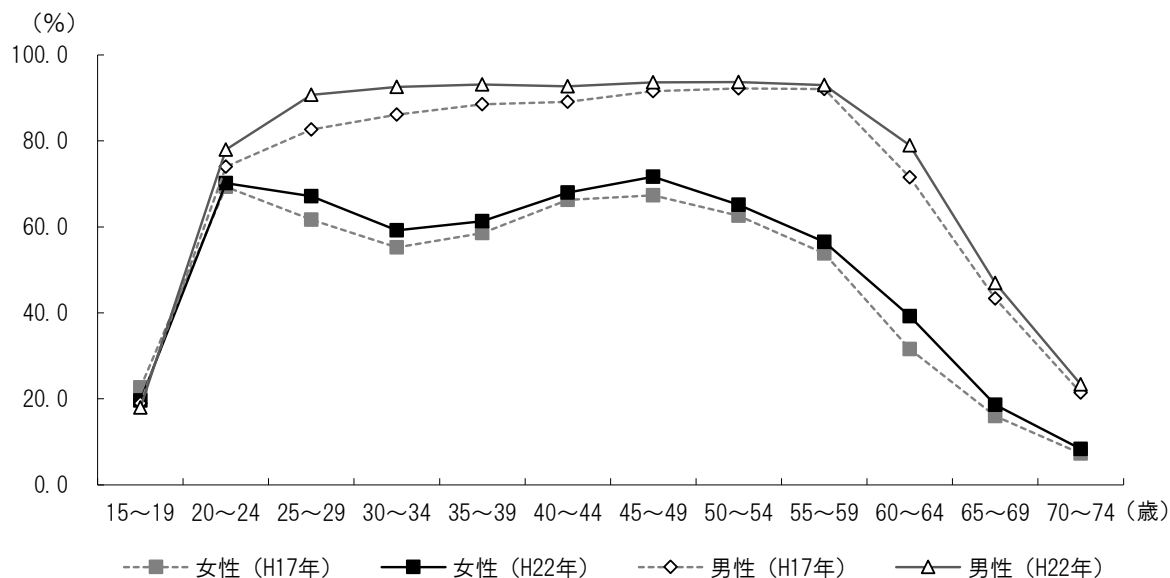
(2) 性別・年齢別労働力率

○女性では、労働力率が、出産育児期に低下し、子育てが一段落する年齢で上昇する、いわゆるM字カーブとなっています。

○平成17年と平成22年を比べると、男性、女性ともに労働力率が上昇しています。

○特に20歳代後半から30歳代前半及び60歳代前半で大きく上昇しているほか、女性では、40歳代後半においても大きな上昇がみられます。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



出典:国勢調査

4 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の利用状況

○平成25年度末現在、市内には保育所が19か所（私立12か所、公立7か所）設置されています。（※平成26年4月現在では、20か所（私立14か所、公立6か所）となっています。）

○定員数は、平成22年まで1,545人でしたが、平成23年に45人、平成24年に10人増員され、平成25年で1,600人となっています。

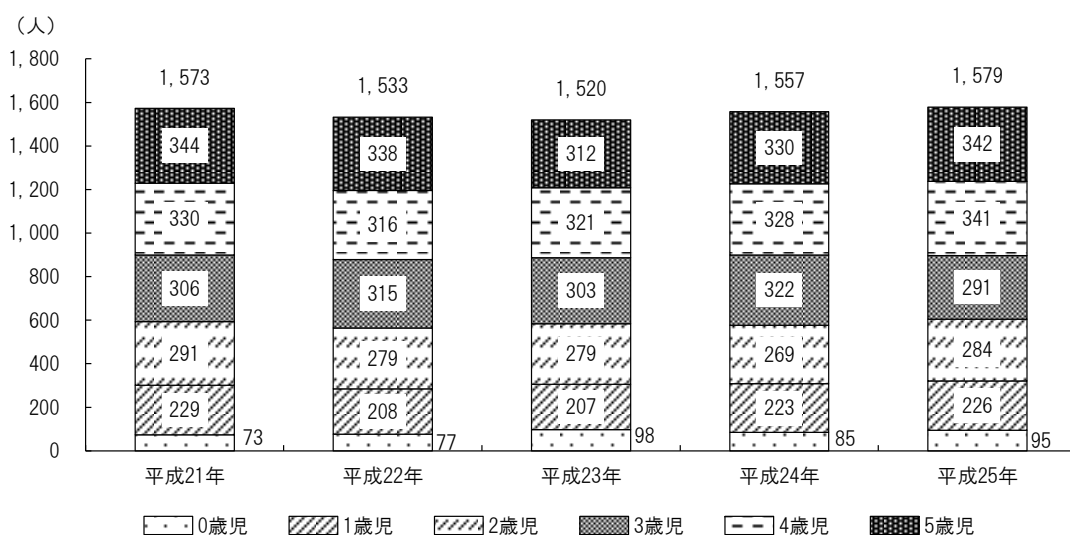
○利用者数は、1,500人台で推移しています。

○待機児童数は、各年度当初は0人ですが、年度途中から待機児童が発生しています。平成26年3月1日現在の待機児童数は267人となっています。

■保育所の設置状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数	19	19	19	19	19
私立	12	12	12	12	12
公立	7	7	7	7	7
定員	1,545	1,545	1,590	1,600	1,600
私立	915	915	960	970	970
公立	630	630	630	630	630

■年齢別利用者数の推移



■待機児童数の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
各年4月1日	0	0	0	0	0
各年翌3月1日	4	0	138	94	267

(2) 幼稚園の利用状況

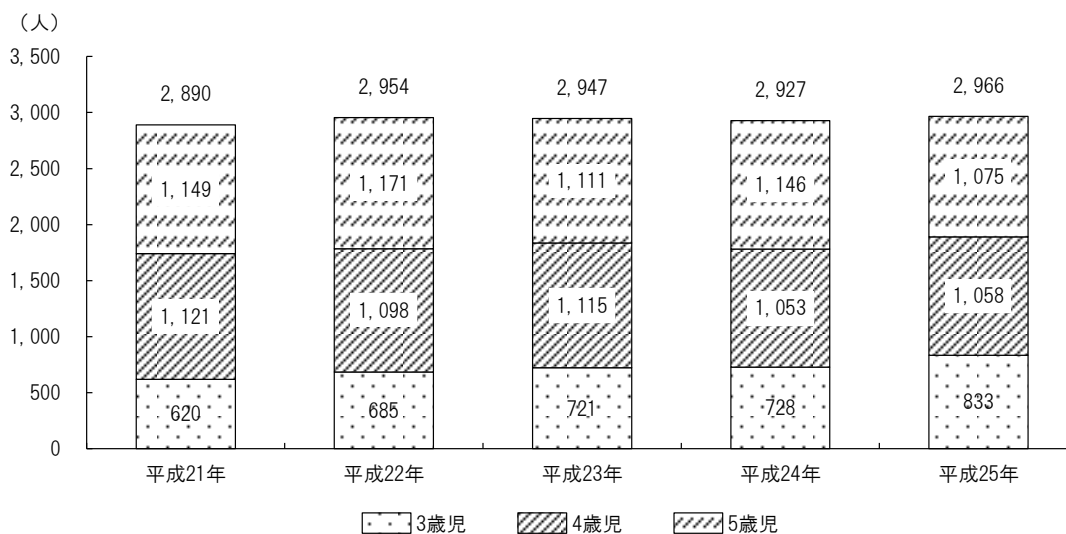
○平成25年5月現在、市内には幼稚園が22か所（私立21か所、公立1か所）設置されています。（※H25年度末をもって公立1園が廃止されています。）

○利用者数は、2,950人前後で推移しています。年齢別にみると、3歳児で増加傾向が見られます。

■幼稚園の設置状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数	23	23	23	23	22
私立	22	22	22	22	21
公立	1	1	1	1	1
定員	3,925	3,925	3,925	3,925	3,885
私立	3,785	3,785	3,785	3,785	3,745
公立	140	140	140	140	140

■年齢別利用者数の推移



(3) 認定こども園の状況

○平成25年5月現在、定員120人の地方裁量型認定こども園（平成26年4月1日から保育所型）が1か所設置され、127人が利用しています。また、平成26年12月に1か所（定員120名）、平成27年4月に2か所の幼保連携型認定こども園が新たに開設される予定となっています。

(4) 認可外保育施設の状況

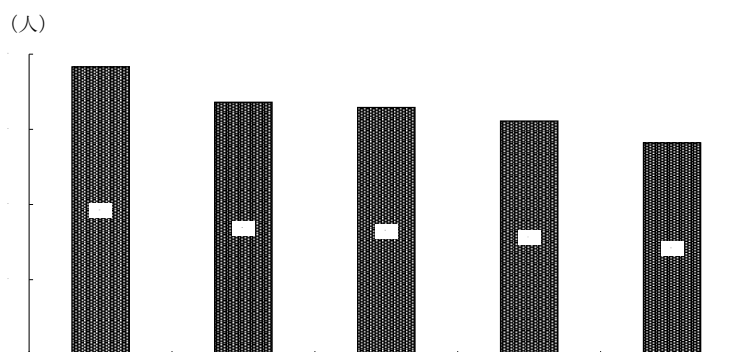
- 平成 25 年 4 月現在、市内には認可外保育施設が 20 か所あります。
- 定員数の合計は、平成 25 年では 578 人となっています。
- 利用者数は減少傾向にあり、平成 25 年 4 月現在 282 人となっています。

■認可外保育施設の設置状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数	21	19	18	18	19
定員	502	503	488	490	578

※休止中の施設を除く。

■利用者数の推移



5 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業

■保育所、認定こども園の在園児を、通常の開所時間を延長して保育する事業です。

○平成 25 年度末現在、5 か所の保育所で実施しています。

○平成 25 年度には 61 人、延べ 3,505 人日の利用実績となっています。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	5	5	5	5	5
実利用人数	60	55	59	65	61
延べ利用人数	1,864	1,483	1,995	1,460	3,505

(2) 放課後児童健全育成事業

■保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（1～3年生）に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を推進します。

○順次設置を進めており、平成 25 年度には 31 か所で実施、登録児童数が 969 人となっています。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	25	26	28	29	31
登録児童数	752	813	868	888	969
1日あたり利用者数	19.6	18.3	19.3	18.9	18.8

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■18歳未満を対象とし、保護者の病気等により、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親が一時的に児童を短期間預かる事業です。

○ショートステイについては、平成 25 年度には 7 か所に委託して実施し、延べ 7 件の利用実績がありました。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	10	9	8	6	7
延利用件数	0	2	12	7	7

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■生後4ヶ月までの乳児を対象に全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安・悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行う事業です。

○平成25年度の実施率は98.6%で、1,520家庭への訪問を実施しています。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問家庭数	1,467	1,531	1,523	1,474	1,520
実施率	93.4	97.0	99.0	99.4	98.6

(5) 養育支援訪問事業

■妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児の悩みや子どもの発達に不安のある方に対し、家庭訪問や電話等で支援をする事業です。

○養育支援が必要な家庭に対して、実施率97%以上となっています。平成25年度の実施率は99.1%で、221家庭への訪問を実施しています。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問家庭数	153	270	238	221	221
実施率	97.5	99.3	98.8	99.5	99.1

(6) 地域子育て支援拠点事業

■子育て中の親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供や子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供、講習会の開催などを行う事業です。

○平成25年度末現在、3か所の保育園子育てルームと、1か所の子育て支援センターが設置されており、延べ18,789世帯の利用があります。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
設置か所数	4	4	4	4	4
延利用世帯数	18,208	17,586	17,739	16,498	18,789

(7) 一時預かり事業

■保護者の就労や疾病、育児疲れの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる事業です。

○平成25年度末現在、4か所の保育所で実施しており、延べ3,249件の利用がありました。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	3	3	4	4	4
延利用件数	2,860	2,991	3,710	3,721	3,249

(8) 病児保育事業

■病中又は病気回復期にあつて、集団の中での保育が困難な保育園児等を預かる事業です。
○平成24年度よりファミリー・サポート・センターにおいて、病児・病後児の預かりを実施しており、平成25年度には延べ155件の利用がありました。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	0	0	0	1	1
延利用件数	0	0	0	101	155

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■子育てについて援助を受けたい人と援助を提供したい人により会員組織をつくり、相互に子育て家庭を支援していく事業です。
○平成25年度末現在、提供会員129人、依頼会員1,024人、両方会員30人が登録しており、3,070件の利用がありました。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
提供会員数	111	122	109	120	129
依頼会員	672	743	792	927	1,024
両方会員数	22	29	27	27	30
活動件数	2,305	2,119	2,088	2,458	3,070

(10) 妊婦健康診査

■妊婦や胎児の健康状態を確認するため、定期的に健康診査を行う事業です。
○平成25年度は2,027人が受診し、延べ受診件数が18,041件となっています。
○一人当たりの受診件数は約9回となっています。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受診者数	2,458	2,025	2,037	2,028	2,027
受診件数	18,564	18,907	18,763	18,426	18,041
一人当たり受診件数	7.6	9.3	9.2	9.1	8.9

6 ニーズ調査の結果概要

○調査対象：就学前児童又は小学生がいる家庭の保護者（市内在住）

○調査期間：平成 25 年 11 月 7 日～平成 25 年 11 月 18 日

○配布・回収：

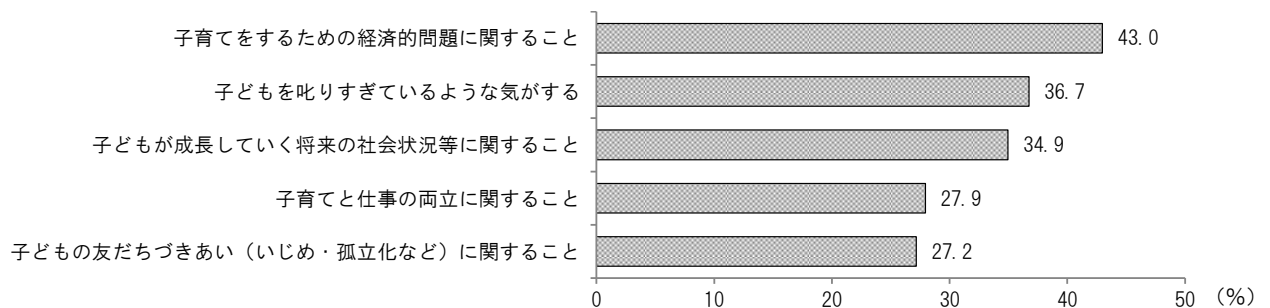
種別	調査方法	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	郵送配付・回収	1,700 票	784 票	46.1%
小学生の保護者	学校での配付・回収	800 票	632 票	79.0%

(1) 子育てに関する悩み・不安

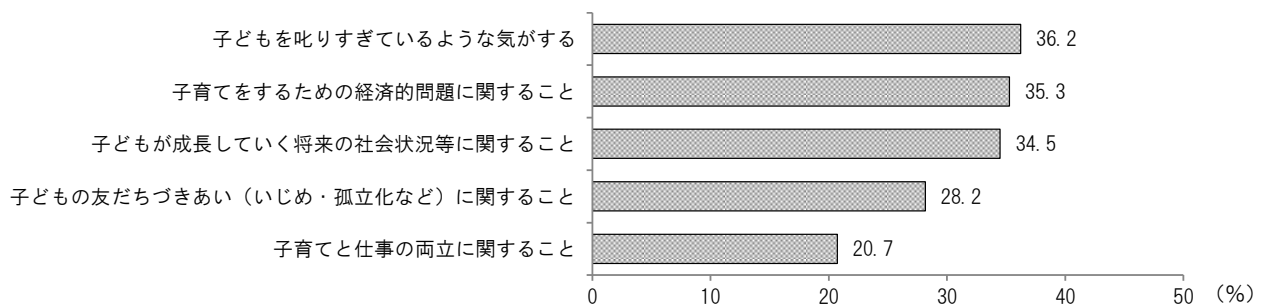
○就学前児童保護者では「子育てをするための経済的問題に関すること」、小学生保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」がそれぞれ最も高くなっています。

○就学前児童保護者、小学生保護者とも、上位 5 項目には同じ項目が入っています。

■就学前児童保護者（上位 5 項目）



■小学生保護者（上位 5 項目）



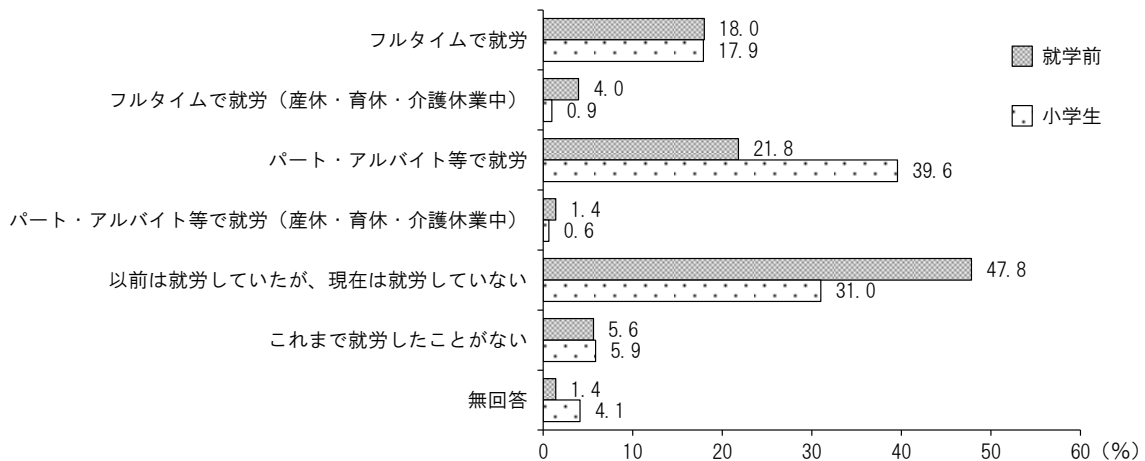
(2) 保護者の就労状況

○就学前児童保護者（母親）では、就労していない人が53.4%で、そのうち21.5%が早期に働きたいと回答しています。

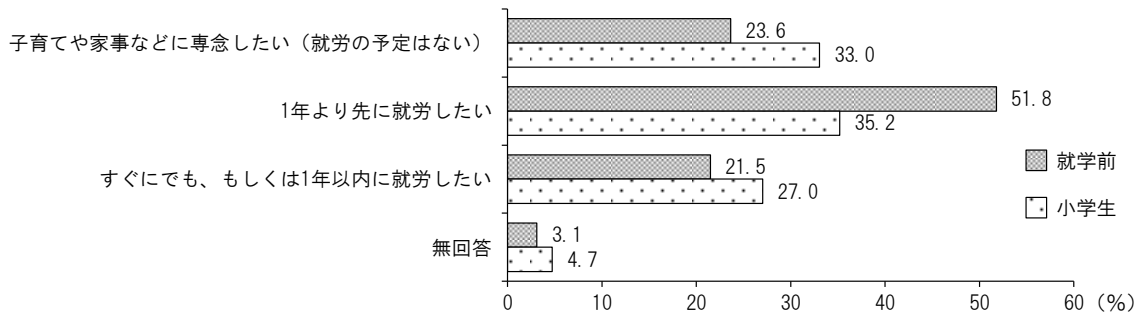
○小学生保護者（母親）では、就労していない人が36.9%で、そのうち27.0%が早期に働きたいと回答しています。

○育児休業を取得した人は、母親で18.8%、父親では3.2%となっています。

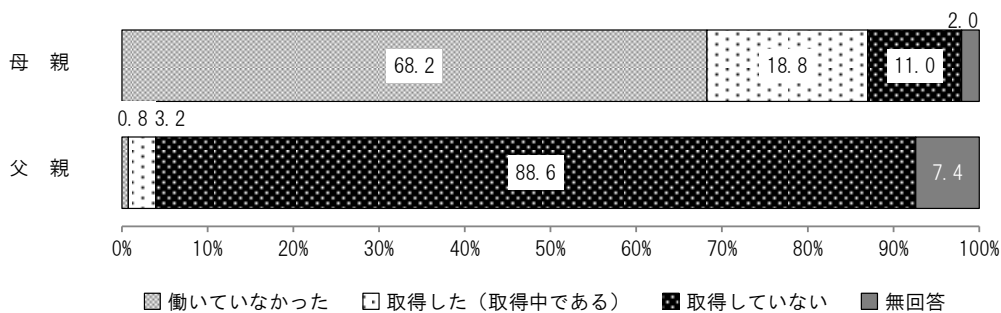
■母親の就労状況



■現在就労していない人の今後の就労意向



■育児休業の取得状況



(3) 教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所・認定こども園等）を利用している人は、0歳で15.7%、1・2歳で44.2%、3～5歳で93.0%となっています。

○利用している教育・保育事業について、0歳では認可保育所（54.5%）及び事業所内保育所（27.3%）、1・2歳では認可保育所（38.7%）及び幼稚園（35.1%）、3～5歳では幼稚園68.8%）及び認可保育所（19.2%）が高くなっています。

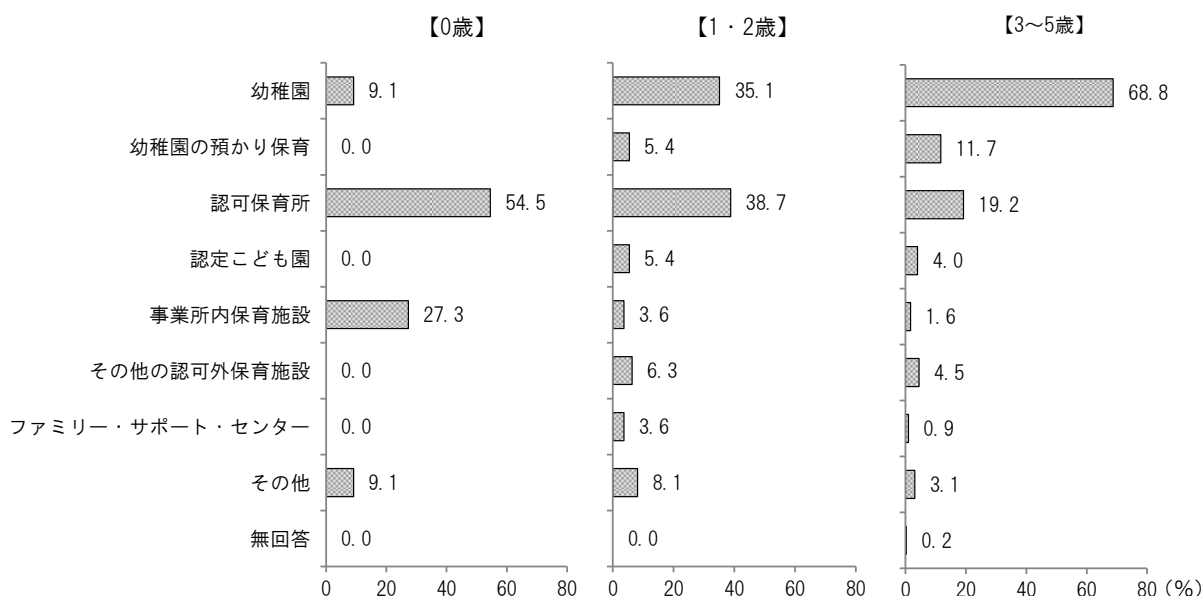
○今後利用したい教育・保育事業について、0歳では幼稚園が約6割、1歳以上では幼稚園が7割強となっています。

○利用していない理由として、0歳及び1、2歳では、「子どもがまだ小さいため」の割合が最も高く、「利用したいが、保育園・幼稚園等に空きがない」は、0歳で12.1%、1・2歳で7.9%となっています。また、3～5歳では「利用したいが、経済的な理由で保育園・幼稚園等を利用できない」が40.6%で最も高くなっています。

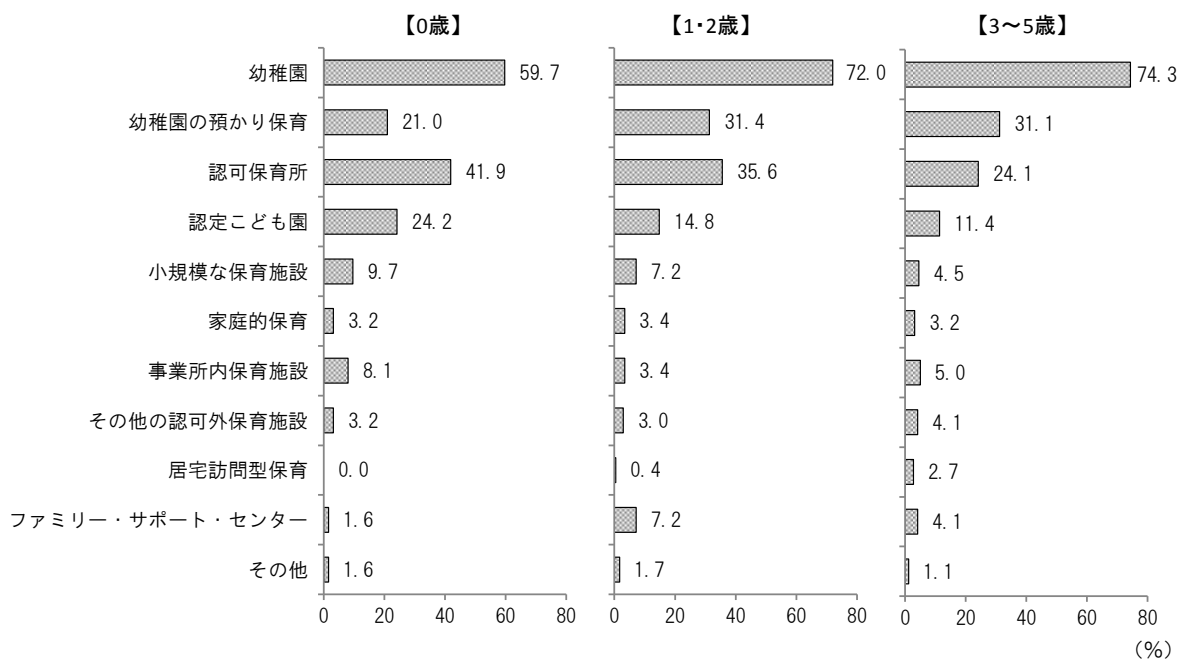
■平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

	合計	利用している	利用していない	無回答
全体	784	552	231	1
	100.0	70.4	29.5	0.1
0歳	70	11	58	1
	100.0	15.7	82.9	1.4
1・2歳	251	111	140	0
	100.0	44.2	55.8	0.0
3～5歳	458	426	32	0
	100.0	93.0	7.0	0.0

■利用している教育・保育事業



■ 今後、利用したい教育・保育事業



■ 利用していない理由

【0歳】

項目	割合
1 子どもがまだ小さいため	58.6%
2 利用する必要がない	46.6%
3 利用したいが、保育園・幼稚園等に空きがない	12.1%
4 利用したいが、経済的な理由で保育園・幼稚園等を利用できない	6.9%
5 利用したいが、延長・夜間等の時間帯、場所等の条件が合わない	6.9%

【1・2歳】

項目	割合
1 子どもがまだ小さいため	50.0%
2 利用する必要がない	36.4%
3 子どもの祖父母や親戚の人がみている	12.1%
4 その他	9.3%
5 利用したいが、保育園・幼稚園等に空きがない	7.9%

【3～5歳】

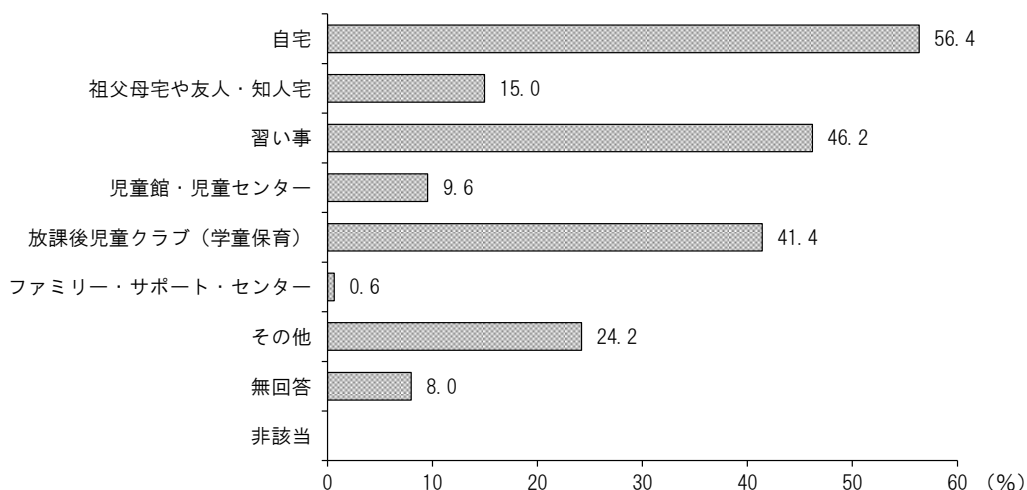
項目	割合
1 利用したいが、経済的な理由で保育園・幼稚園等を利用できない	40.6%
2 その他	37.5%
3 利用する必要がない	25.0%
4 子どもがまだ小さいため	12.5%
5 子どもの祖父母や親戚の人がみている	12.5%

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

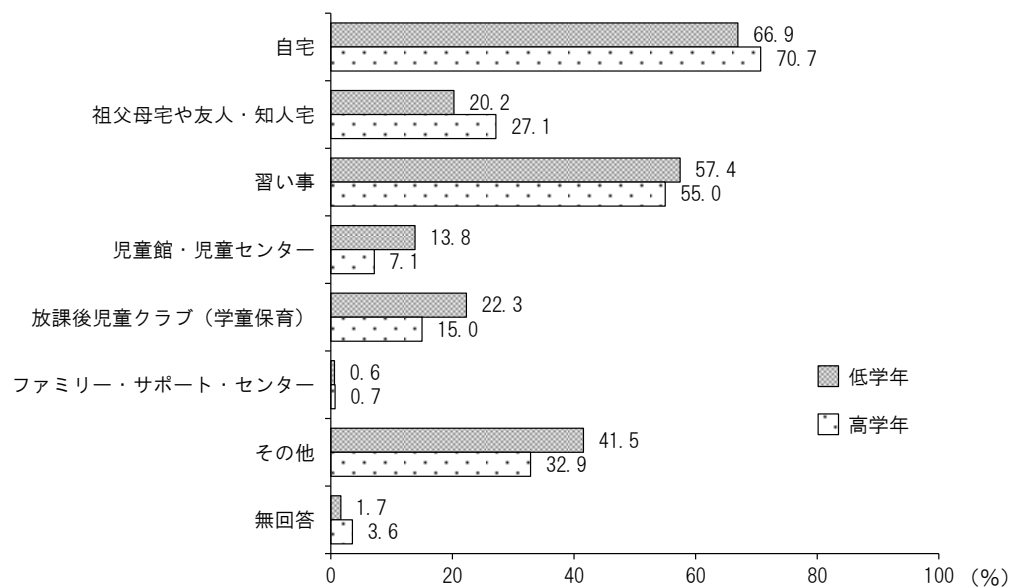
○就学前児童保護者では、小学校低学年のうちに過ごさせたい場所として、放課後児童クラブ（学童保育）が41.4%となっています。

○小学生保護者では、低学年の22.3%、高学年の15.0%が放課後児童クラブ（学童保育）と回答しています。

■低学年のうちに過ごさせたい場所（就学前児童保護者）



■放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）



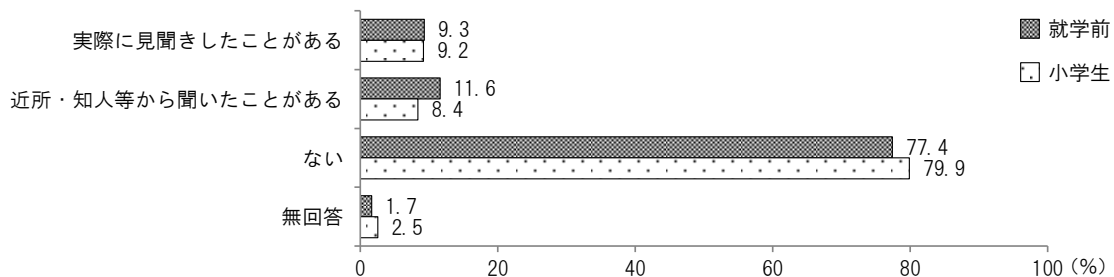
(5) 虐待について

○身近な場所で児童虐待を見聞きしたことがある人は約2割となっています。

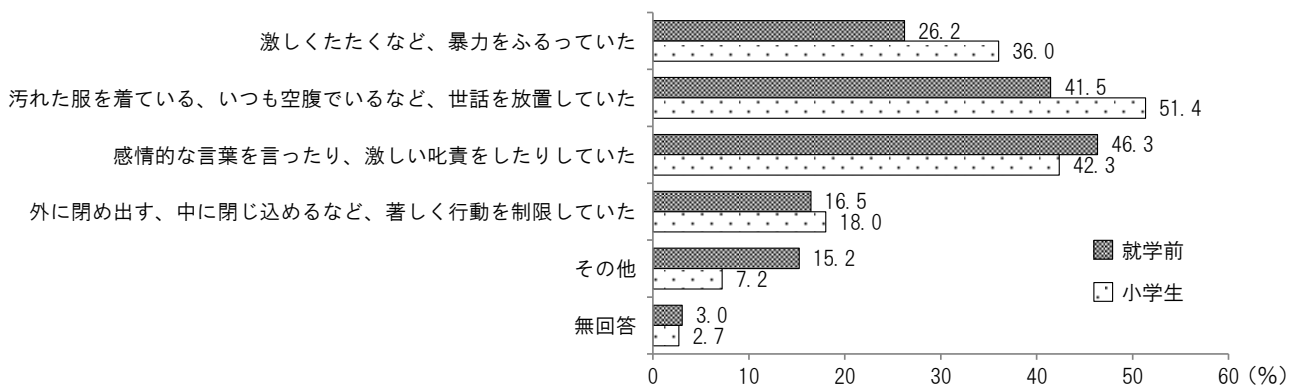
○そのときの状況について、就学前保護者では「感情的な言葉を言ったり、激しい叱責をしたりしていた」、小学生保護者では「汚れた服を着ている、いつも空腹でいるなど、世話を放置していた」がそれぞれ最も高くなっています。

○虐待を見聞きしたときの対応について、警察や市役所、児童相談所、学校や幼稚園・保育所等の関係機関に通報・連絡した人はそれぞれ1割未満にとどまっています。

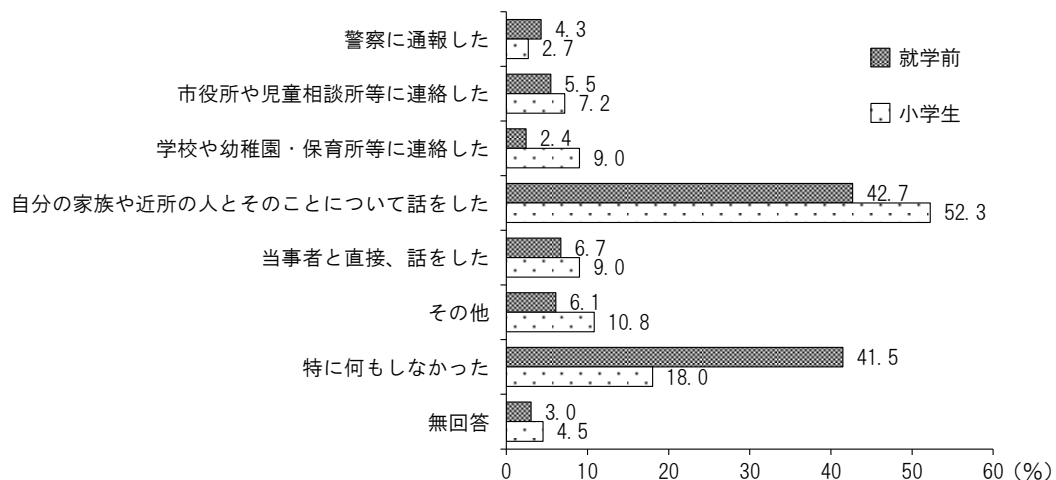
■ 虐待を見聞きしたことの有無



■ 虐待を見聞きしたときの状況



■ 虐待を見聞きしたときの対応

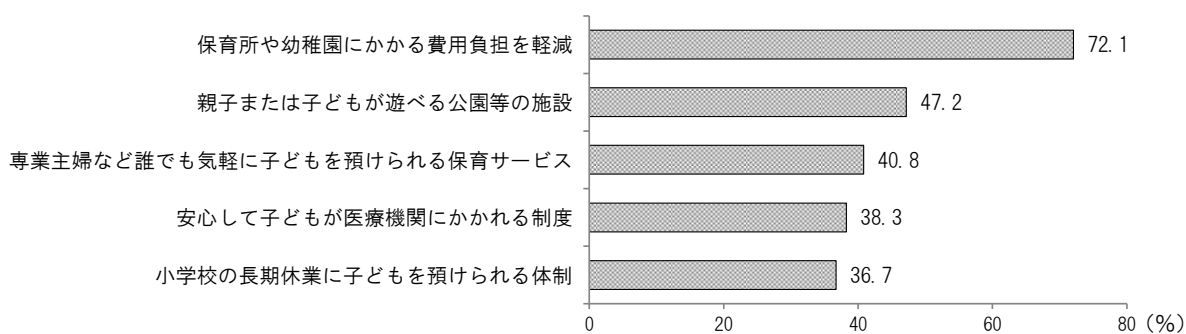


(6) 充実してほしい子育て支援施策

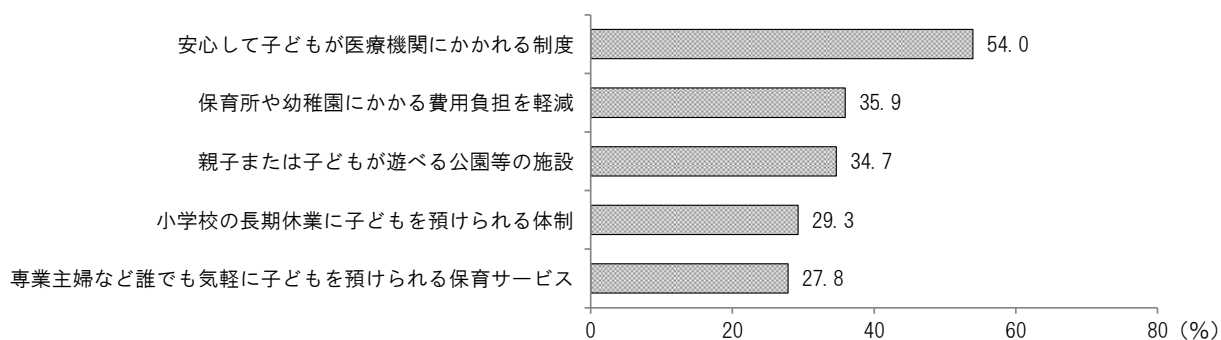
○就学前児童保護者では、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減」が、小学生保護者では「安心して子どもが医療機関にかかる制度」がそれぞれ最も高くなっています。

○就学前児童保護者、小学生保護者とも、上位5項目には同じ項目が入っています。

■就学前児童保護者（上位5項目）



■小学生保護者（上位5項目）



7 苫小牧市の子ども・子育て支援の課題

本市の子ども・子育てを取り巻く状況を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) ニーズに応じた教育・保育提供体制の確保

本市では、毎年度当初においては待機児童ゼロの状態が続いていますが、年度途中からの入所ができない場合があり、年度末には多くの待機児童が発生しています（P9 4(1)）。女性の労働力率が上昇するなど就労意向が高まり（P8 3(2)、P16）、とりわけ3歳未満児の保育ニーズを押し上げています。産休・育休明けの円滑な利用も含め、保育ニーズに応じた提供体制を確保していくことが必要です。

(2) 子育て家庭への経済的支援

教育・保育事業を利用していない3～5歳の方の4割程度が、その理由として「経済的な理由で利用できない」と回答しています（P18）。また、充実して欲しい子育て支援施策では、就学前児童保護者の7割以上の方が「保育所・幼稚園の費用負担の軽減」を挙げています（P21）。これまで、保育所保育料の軽減、幼稚園での各種費用の補助を行ってありますが、子どもを安心して産み育てられるよう、引き続き、経済的負担の軽減に努める必要があります。

(3) 教育・保育環境の充実

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育の質の向上が、目的の一つとされています。幼稚園、保育所に加えて、認定こども園、放課後児童クラブを充実し、より安定的な教育・保育基盤を整備するとともに、これらの円滑な接続のため、密接な連携体制を構築することが求められます。また、教育・保育を提供する教諭等の資質の向上に努め、より質の高い教育・保育の提供体制の整備を行う必要があります。

(4) 就労環境における子育て家庭への理解促進

社会経済状況等の変化に伴い共働き家庭が増えてきており、子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合うことができるような職場づくりが求められます。しかしながら、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の整備は進んでいるものの、育児休業の取得者はごく一部にとどまるなど、その活用が十分されていない状況です（P16）。子どもは社会の希望であり、子育て家庭は、未来をつくる存在である子どもを育てる責任を有していることを理解し、仕事と子育ての両立を支援する職場づくりを進めていく必要があります。

(5) 地域における子育て支援体制の充実

核家族化の進展等により、家庭における子育て力の低下が指摘されており、地域で子育てを支援することが求められています。本市においても1世帯あたり人員が減少傾向にあり(P5-1(2))、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。一方、子どもの数の減少(P5-1(1))や近隣関係の希薄化等により、地域住民も子育て家庭と関わる機会が減少しています。そこで、地域住民が子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深めつつ、保護者や子どもとの多様な関わりやつながり積極的に持ちながら、ともに育っていく環境づくりが必要です。

(6) 子どもの特性に応じた専門的支援の充実

子どもの健やかな成長を等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた一貫した支援が必要です。子どもの発達状況を早期に把握し、家庭への理解促進を図るとともに、保育所や幼稚園、学校教職員等の発達や障がいに対する理解を深めるための専門的支援や受け入れ体制の強化、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づく市町村計画として、平成17年度を初年度とした「とまこまい子ども未来計画」を策定し、苫小牧の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つまち、子どもを生き育てることに喜びを感じることができるまちを築くために、市民・事業主・行政など社会のすべてが主体となって、次世代の育成支援の推進に取り組んできました。

平成24年度には「子ども・子育て支援法」を含む関連3法が成立し、平成27年度から新たに「子ども・子育て支援新制度」に基づく子育て支援に取り組むこととなりますが、その趣旨もこれまでの考え方と概ね合致しており、また、次世代育成支援対策推進法がさらに10年間延長されたことを考慮し、本計画においても、これまでの基本理念を継承します。

【基本理念】

**子どもが、親が、地域が育つ、
明るい子ども未来づくり・とまこまい**

2 基本目標

本計画の策定・推進にあたっては、次の5つを基本目標とします。

基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。また、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、働き方の見直しへの意識啓発を図りつつ、職場における子育て家庭への理解促進や仕事と子育ての両立を支援するための就労環境の整備を促進するとともに、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスの充実を図ります。

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

ニーズに対応した質の高い教育・保育の提供体制を確保し、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて一人ひとりの発達や個性に応じた子どもの健やかな成長を支えます。また、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育や様々な体験や学習機会の充実を図り、それらを通じて子どもの「生きる力」を育みます。

基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくれます

すべての子どもの健やかな成長を実現するため、子どもの成長や子育ての重要性を地域社会全体で共有しながら、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが有する権利と安全安心を守る環境づくりを促進します。

基本目標5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況に関わらず、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、関係機関と連携しながら、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援をします。

3 各主体の役割

基本理念及び基本的な視点を踏まえ、計画の推進にあたっては、家庭、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていくことが必要です。

地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取組を推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

【各主体に期待する役割】

主 体	役 割
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。 ○家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とつながりを持ちます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。 ○NPO法人やボランティア団体は、関係機関等と連携・協力しながら、きめ細かなニーズに対応した支援を行います。 ○地域住民は、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。
教育・保育施設 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育施設は地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うとともに、地域に開かれ、地域と共に子育てを支援する拠点となります。 ○学校は、一人ひとりが持つ個性と能力を最大限発揮しながら、「生きる力」を育む場となります。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行います。 ○企業が有する機能や専門性を活用し、さまざまな体験や学習機会等を提供するなど子育て支援に貢献します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を推進します。 ○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 苫小牧市の区域設定の考え方

本市における教育・保育提供区域の設定にあたっては、現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、既存の地域資源を最大限活用することで、教育・保育ニーズに対応することとし、本計画においては、市全域を1つの提供区域と定めます。

2 児童数の推計

計画期間中の児童数（0～11歳）について、コーホート変化率法※により推計すると、以下のとおりとなります。

	実績	推計						伸び率 (H25-H31)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	1,450	1,445	1,424	1,404	1,372	1,339	1,304	-10.1%
1-2歳	3,015	2,971	2,929	2,903	2,862	2,810	2,745	-9.0%
3-5歳	4,588	4,561	4,518	4,425	4,377	4,314	4,268	-7.0%
小計	9,053	8,977	8,871	8,732	8,611	8,463	8,317	-8.1%
6-8歳	4,622	4,543	4,563	4,537	4,510	4,467	4,374	-5.4%
9-11歳	4,816	4,754	4,591	4,583	4,505	4,525	4,500	-6.6%
合計	18,491	18,274	18,025	17,852	17,626	17,455	17,191	-7.0%

※ コーホート変化率法とは、同じ期間に生まれた集団（今回は1歳ごと）の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。なお、0歳人口は、女性人口（20歳から44歳）に対する出生数の割合（子ども女性比）を将来の女性人口に乗じて算出しています。

3 量の見込みについて

(1) 量の見込みとは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

(2) 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

ただし、ニーズ調査では意向が把握できない事業や、ニーズ調査から得た算出結果が実態とかい離していると思われる事業等については、独自調査の結果やこれまでの実績等も加味した上で見込み量を設定しています。具体的な算出方法は以下のとおりです。

■教育・保育事業

認定区分		算出方法	考え方
1号認定		国の手引き	保育の必要がない家庭の3歳～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出
2号認定	幼児期の学校教育の希望が強い	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3歳～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出
	その他	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3歳～5歳で、上記以外の割合を推計児童数に乗じて算出
3号認定	0歳	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の0歳で、保育所や認定こども園等の利用を希望している人の割合から育児休業の取得割合を差し引いた値に推計児童数に乗じて算出
	1・2歳	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の1・2歳で、保育所や認定こども園等の利用を希望している人の割合に推計児童数に乗じて算出

■地域子ども・子育て支援事業

事業名		算出方法	考え方
利用者支援事業		その他	居住地域に関わらず、身近な場所で利用することを踏まえ設定
延長保育事業		国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出
放課後児童健全育成事業		その他	事業の対象となる児童の保護者全員に利用希望アンケート調査を行い、その結果を基に算出した数値を量の見込みとする。
子育て短期支援事業		実績等	過去3か年の利用率（対象者数に対する利用者数の割合）の平均値を推計児童数に乗じて算出
乳児家庭全戸訪問事業		実績等	過去の実績値（訪問家庭数、実施率）及び推計児童数を参考に算出
養育支援事業		実績等	過去の実績値（訪問家庭数、実施率）及び推計児童数を参考に算出
地域子育て支援拠点事業		国の手引き	教育・保育事業を利用していない0歳～2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均回数を乗じて算出
一時預かり事業	幼稚園における在園児の一時預かり	国の手引き	（1号認定） 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人、現在「幼稚園」を利用している人で、預かり保育や保育所の一時預かりを利用している人推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出 （2号認定） 2号認定1人当たり年間260日の利用を見込んで算出
	上記以外	国の手引き	教育・保育事業を利用していない0歳～5歳（1・2・3号認定以外の子ども）で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数に乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）		国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、「病児・病後児保育を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数に乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出（※日常的もしくは緊急時に子どもをみてもらえる親族がいる人は算定から除く）
子育て援助活動支援事業（就学児）		実績等	過去2か年の利用率（対象者数に対する利用者数の割合）の平均値を推計児童数に乗じて算出
妊婦健診事業		実績等	過去の実績値（受診者数・受診件数）及び推計児童数を参考に算出

4 教育・保育施設の需要量および確保の方策

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおりです。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		新設 合計	
		園数 (うち新 設)	園児数	園数 (うち新 設)	園児数	園数 (うち新 設)	園児数	園数 (うち新 設)	園児数	園数 (うち新 設)	園児数		
確保 方策 (人)	認定 こども園	0 歳		33		42		51		60		69	6
		1,2 歳	4	84	5	108	6	132	7	156	8	180	
		3~5 歳	(2)	358	(1)	511	(1)	664	(1)	811	(1)	958	
		計		475		661		847		1,027		1,207	
	保育所	0 歳		168		172		176		188		191	0
		1,2 歳	20	570	20	570	20	570	20	570	20	570	
		3~5 歳	(0)	1,043	(0)	1,021	(0)	1,010	(0)	995	(0)	984	
		計		1,781		1,763		1,756		1,753		1,745	
	小規模 保育施設	0 歳		12		27		33		39		45	7
		1,2 歳	2	24	4	46	5	58	6	70	7	82	
		計	(2)	36	(2)	73	(1)	91	(1)	109	(1)	127	
	事業所内 保育施設	0 歳		6		6		6		6		6	1
		1,2 歳	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	
計		(1)	18	(0)	18	(0)	18	(0)	18	(0)	18		
新幼稚園	3~5 歳	1(1)	72	1(0)	71	1(0)	70	1(0)	69	1(0)	68	1	
幼稚園(私 学)	3~5 歳	17(△2)	2,783	16(△1)	2,565	15(△1)	2,379	14(△1)	2,188	13(△1)	2,010	△6	
計	0 歳		219		247		266		293		311	9	
	1,2 歳	45	690	47	736	48	772	49	808	50	844		
	3~5 歳	(4)	4,256	(2)	4,168	(1)	4,123	(1)	4,063	(1)	4,020		
	計		5,165		5,151		5,161		5,164		5,175		
量の見込み	0 歳		339		334		327		319		311		
	1,2 歳		845		838		826		811		792		
	3~5 歳		4,256		4,168		4,123		4,063		4,020		
	計		5,440		5,340		5,276		5,193		5,123		
確保方策一	0 歳		△120		△87		△61		△26		0		

量の見込み	1,2 歳		$\Delta 155$		$\Delta 102$		$\Delta 54$		$\Delta 3$		52	
	3~5 歳		0		0		0		0		0	

(1) 1号認定・2号認定（3～5歳）

現状で幼稚園の定員に余裕があり、保育所においても3～5歳の待機児童は発生していないことから、新たな施設整備等を行わず、認定こども園への移行を促進します。

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (人)	1号	2,107	2,064	2,041	2,012	1,990
	2号(幼稚園、認定こども園)	1,004	983	973	958	948
	2号(保育所等)	1,145	1,121	1,109	1,093	1,082
	合計	4,256	4,168	4,123	4,063	4,020
確保方策 (人)	認定こども園	358	511	664	811	958
	新制度幼稚園	72	71	70	69	68
	保育所	1,043	1,021	1,010	995	984
	確認を受けない幼稚園	2,783	2,565	2,379	2,188	2,010
	合計	4,256	4,168	4,123	4,063	4,020
確保方策－量の見込み		0	0	0	0	0

(2) 3号認定（0歳）

量の見込みが現状の提供体制を上回っていることから、以下の計画に基づき整備を行います。

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人)		339	334	327	319	311
確保方策 (人)	認定こども園	33	42	51	60	69
	保育所	168	172	176	188	191
	小規模保育所	12	27	33	39	45
	事業所内保育所	6	6	6	6	6
	合計	219	247	266	293	311
確保方策－量の見込み		△120	△87	△61	△26	0

(3) 3号認定(1・2歳)

量の見込みが現状の提供体制を上回っていることから、以下の計画に基づき整備を行います。

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人)		845	838	826	811	792
確保 方策 (人)	認定こども園	84	108	132	156	180
	保育所	570	570	570	570	570
	小規模保育所	24	46	58	70	82
	事業所内保育所	12	12	12	12	12
	合計	690	736	772	808	844
確保方策ー量の見込み		△155	△102	△54	△3	52

5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		新規 合計
		か所数 (うち新 規)	利用者数	か所数 (うち新 規)	利用者数	か所数 (うち新 規)	利用者数	か所数 (うち新 規)	利用者数	か所数 (うち新 規)	利用者数	
延長保育事業	確保方策(人)		100		125		150		180		210	4
	量の見込み	8	336	10	331	12	326	12	320	12	315	
	確保方策-量の見込み	(0)	△236	(2)	△206	(2)	△176	(0)	△140	(0)	△105	
放課後児童 健全育成事業	確保方策(人)		1,267		1,278		1,321		1,309		1,289	10
	量の見込み	37	1,339	38	1,338	42	1,321	42	1,309	42	1,289	
	確保方策-量の見込み	(7)	△72	(1)	△60	(2)	0	(0)	0	(0)	0	
子育て短期 支援事業	確保方策(人日)		70		69		68		68		67	
	量の見込み		70		69		68		68		67	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
地域子育て 支援拠点事業	確保方策(人日)		10,406		10,296		10,121		9,918		9,679	0
	量の見込み	5	10,406	5	10,296	5	10,121	5	9,918	5	9,679	
	確保方策-量の見込み	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	
一時預かり事業 (幼稚園型)	確保方策(人日)		142,680		142,409		142,269		142,086		141,952	0
	量の見込み	22	142,680	22	142,409	22	142,269	22	142,086	22	141,952	
	確保方策-量の見込み	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	
一時預かり事業 (保育所等)	確保方策(人日)		4,600		6,650		7,700		8,750		9,800	2
	量の見込み	5	13,253	6	13,080	7	12,876	7	12,634	7	12,369	
	確保方策-量の見込み	(0)	△8,653	(1)	△6,430	(1)	△5,176	(0)	△3,884	(0)	△2,569	
病児保育等	確保方策(人日)		127		125		123		271		414	2
	量の見込み	2	442	2	435	2	429	3	421	4	414	
	確保方策-量の見込み	(0)	△315	(0)	△310	(0)	△306	(1)	△150	(1)	0	
子育て援助活動 支援事業(就学 児)	確保方策(人日)		490		487		483		480		472	
	量の見込み		490		487		483		480		472	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
利用者支援 事業	確保方策(か所)		2		2		4		4		4	
	量の見込み		4		4		4		4		4	
	確保方策-量の見込み		△2		△2		0		0		0	
妊婦健康診査 事業	確保方策(回)		18,500		18,000		17,500		17,500		17,000	
	量の見込み		18,500		18,000		17,500		17,500		17,000	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
乳児家庭全戸 訪問事業	確保方策(人)		1,550		1,500		1,450		1,450		1,400	
	量の見込み		1,550		1,500		1,450		1,450		1,400	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
養育支援 訪問事業	確保方策(人)		250		240		230		230		220	
	量の見込み		250		240		230		230		220	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	

(1) 延長保育事業

量の見込みが現状の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人）	336	331	326	320	315
確保方策（人）	100	125	150	180	210
確保方策－量の見込み	△236	△206	△176	△140	△105

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

量の見込みが現在の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人）	1,339	1,338	1,321	1,309	1,289
確保方策（人）	1,267	1,278	1,321	1,309	1,289
確保方策－量の見込み	△72	△60	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	70	69	68	68	67
確保方策（人日）	70	69	68	68	67
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	10,406	10,296	10,212	9,918	9,679
確保方策（人日）	10,406	10,296	10,212	9,918	9,679
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

①幼稚園型（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等は行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）		142,680	142,409	142,269	142,086	141,952
確保 方策 （人日）	私学助成	128,006	120,248	112,621	104,978	97,388
	地域子育て支援事業	14,674	22,161	29,648	37,108	44,564
	合計	142,680	142,409	142,269	142,086	141,952
確保方策－量の見込み		0	0	0	0	0

②保育所等（①以外による一時預かり）

量の見込みが現状の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）		13,253	13,080	12,876	12,634	12,369
確保 方策 （人日）	一時預かり（一般型）	4,000	6,000	7,000	8,000	9,000
	ファミリー・サポート・センター	600	650	700	750	800
	合計	4,600	6,650	7,700	8,750	9,800
確保方策－量の見込み		△8,653	△6,430	△5,176	△3,884	△2,569

(6) 病児保育事業・子育て援助活動支援事業【病児・緊急対応強化事業】

量の見込みが現状の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）		442	435	429	421	414
確保 方策 （人日）	病児・病後児対応型	0	0	0	150	295
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	127	125	123	121	119
	合計	127	125	123	271	414
確保方策－量の見込み		△315	△310	△306	△150	0

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児のみ）

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	490	487	483	480	472
確保方策（人日）	490	487	483	480	472
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

平成 27 年度から新規で開始する事業であり、子ども・子育て関連サービスの利用を希望する方が、最も適したサービスを選択できるよう、相談・支援を行う事業です。平成 29 年度までに 4 か所の整備を目指します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（か所）	4	4	4	4	4
確保方策（か所）	2	2	4	4	4
確保方策－量の見込み	△2	△2	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（回）	18,500	18,000	17,500	17,500	17,000
確保方策（回）	18,500	18,000	17,500	17,500	17,000
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人）	1,550	1,500	1,450	1,450	1,400
確保方策（人）	1,550	1,500	1,450	1,450	1,400
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人）	250	240	230	230	220
確保方策（人）	250	240	230	230	220
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

施策体系

基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します

- 1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 1-2 子育て相談体制の強化
- 1-3 親の子育て力の強化
- 1-4 子育て情報提供の充実
- 1-5 子育ての場の提供
- 1-6 子育て支援者への支援
- 1-7 子どもの健康増進
- 1-8 母親の健康増進
- 1-9 食育の推進
- 1-10 小児医療の充実

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

- 2-1 ワークライフバランスの推進
- 2-2 保育サービスの充実

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

- 3-1 幼児期の保育・教育の充実
- 3-2 放課後の教育環境の整備
- 3-3 学習指導の充実
- 3-4 国際教育の充実
- 3-5 教職員の資質向上
- 3-6 教育施設の整備
- 3-7 地域に開かれた学校づくり
- 3-8 いじめ・不登校対策の充実
- 3-9 家庭・地域の教育力の強化
- 3-10 体験活動の充実
- 3-11 スポーツ活動の推進
- 3-12 読書活動の推進
- 3-13 健全な成育環境の整備
- 3-14 子どもの活動の経済的支援
- 3-15 思春期保健対策の充実

基本目標4 子ども・子育てを地域で支え合う環境をつくります

- 4-1 地域における子育て相談・交流の充実
- 4-2 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保
- 4-3 子どもの健全育成の推進
- 4-4 子どもの権利の普及・啓発
- 4-5 安全安心なまちづくりの推進
- 4-6 安心して外出できる環境の整備
- 4-7 子どもの交通安全の確保
- 4-8 青少年の非行対策
- 4-9 子どもの犯罪被害防止

基本目標5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

- 5-1 児童虐待に対する支援
- 5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援
- 5-3 ひとり親家庭等への経済的支援
- 5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化
- 5-5 障がい児の発達支援
- 5-6 障がい児家庭への経済的支援
- 5-7 障がい児の保育・教育の充実
- 5-8 特別支援教育の推進

基本目標 1 子どもと子育て家庭を支援します

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。また、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

【施策推進の背景】

子どもが健やかに生まれ育つ出発点は家庭であり、保護者が子育ての第一義的責任を持つことが基本ですが、核家族化が進み、自分の親などからの助言や支援が受けにくい状況もあり、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが求められています。さまざまな機会や場を通じて、親としての成長を支援しつつ、子育てにかかる悩みや不安、負担感の軽減を図っていく必要があります。

また、妊娠・出産・育児期間は精神的にも不安定になることが多くなっており、妊娠期からの継続した相談支援の充実が求められています。近年では、女性の第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、高齢出産、子育てにおけるストレスの増大など、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れており、母子の健康への影響等に関する知識の普及や意識啓発を図っていく必要があります。

【施策体系】

基本目標 1 子どもと子育て家庭を支援します

1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減

1-2 子育て相談体制の強化

1-3 親の子育て力の強化

1-4 子育て情報提供の充実

1-5 子育ての場の提供

1-6 子育て支援者への支援

1-7 子どもの健康増進

1-8 母親の健康増進

1-9 食育の推進

1-10 小児医療の充実

1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減

【施策の方向】

- 幼児期の教育・保育や就学にかかる費用負担をはじめ、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 経済的理由で教育・保育や就学、必要な医療を受けることができないことのないよう、費用負担の軽減を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
1	保育所保育料の軽減	子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定します。	こども育成課
2	私立幼稚園入園料補助	私立幼稚園入園児保護者の負担軽減を図るため、入園料の一部を補助します。	こども育成課
3	私立幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園入園児保護者の負担軽減を図るため、所得に応じ保育料の一部を補助します。	こども育成課
4	児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、15歳到達後の最初の年度末までの子ども（中学校修了前までの子ども）を監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父または母等に手当を支給します。	こども支援課
5	助産施設利用事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産等を受けることができない妊産婦に対し、助産施設における入院助産を提供します。	こども支援課
6	乳幼児医療費助成	乳幼児の健康が守られるよう就学前まで医療費の助成を行い、早期治療並びに福祉の向上を推進します。	こども支援課
7	遠距離通学費補助	遠距離通学（小学生4km以上、中学生6km以上）に要する交通費の全額（バス定期代）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教)学校教育課
8	特定地域バス通学児童交通費補助	3km以上4km未満の地域よりバス通学している小学生に、通学に要する交通費（バス定期代）の2分の1を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教)学校教育課
9	就学援助	経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。	教)学校教育課
10	苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業	経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給与により教育を受ける機会を与えます。	教)総務企画課

No.	施策名	事業概要	担当課
11	家庭ごみ処理手数料の負担軽減	2歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に20Lの有料指定ごみ袋を交付し、家庭ごみ処理手数料の負担を軽減します。	清掃事業課

1-2 子育て相談体制の強化

【施策の方向】

○子育て家庭が抱える不安・悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる体制の強化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
12	子どもの発達・療育相談	子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。	健康支援課
13	保育所での育児相談事業	地域における身近な育児相談の場として、保育所において電話などによる育児相談を行います。	こども育成課

1-3 親の子育て力の強化

【施策の方向】

○子育てに関する知識の普及と意識啓発に向けた学習機会の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
14	赤ちゃん教室	2か月、7か月、12か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。	健康支援課
15	パパママ教室	初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加動機付けの機会として、また、ともに協力して子育てを学ぶ機会として「パパママ教室」を開催します。	健康支援課
16	子育て支援講座の開催	子どもの健康や子育ての方法に関する保護者の不安や悩みの解消または軽減を図るため、子育てに関する各種講座を開催します。	こども育成課
17	「親子で楽しく遊ぼう」事業	広報で募集した子育て中の親とその幼児に、親子で一緒に遊ぶふれあいの場の提供や、子どもの発達に合わせた遊び方の紹介などを行います。	こども育成課

1-4 子育て情報提供の充実

【施策の方向】

○子育てに関する情報や支援する各種事業等について、さまざまな媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
18	子育て情報誌の発行	保育士と子育て中のお母さんとの協同による、子育てに関する定期情報誌「のんきこんき げんき」を発行します。	こども育成課
19	保育所・幼稚園の情報提供	市のホームページや「幼稚園ガイド」で、市内の保育所や幼稚園の各種情報を積極的に提供します。	こども育成課

1-5 子育ての場の提供

【施策の方向】

○子育て家庭同士の交流の場づくりに向けた活動を支援し、活性化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
20	子育てサークル活動の支援事業	子育て中のお母さんたちのサークル活動の場として、とまこまい子育て支援センター内の専用室「サークルルーム」を無償で提供し、子育てサークル活動の促進を積極的に図ります。	こども育成課

1-6 子育て支援者への支援

【施策の方向】

○子育てを支援する地域活動に対し支援し、活性化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
21	子育て支援グループへの支援	地域の子育て団体等の学習活動を支援します。	男女平等参画課
22	子育てサークル活動助成事業	子育てをしている方の、子育て不安や孤立感を解消するため、子育て支援活動を実施している団体に対し、その活動を支援します。	こども支援課

No.	施策名	事業概要	担当課
23	育児サークルへの出前講座	育児サークルを育成・支援するため、乳幼児の発育・発達、育児方法についての出前講座を行います。	こども育成課

1-7 子どもの健康増進

【施策の方向】

- 乳幼児健診等を通じて、疾病、障がいの早期発見や養育支援が必要な家庭等の把握に努め、必要な支援につなげます。
- 子どもの発達や子育てに関する情報提供や相談指導を行い、子どもの健康の増進と子育てに対する不安・悩みの解消を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
24	乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診 4か月児に対して、市内医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。 ・10か月児健診 10か月児に対して、市内医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。 ・1歳6か月児健診 1歳6か月児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。 ・3歳児健診 3歳児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。 	健康支援課
25	乳幼児健診事後教室の実施	1歳6か月児健診・3歳児健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対して、遊びなどを通じて発達を促すとともに、相談を通じてサポートしていきます。	健康支援課
26	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。	健康支援課
27	訪問指導・育児などの個別支援	妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。	健康支援課

No.	施策名	事業概要	担当課
28	予防接種の推進	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹（はしか）、風疹、結核、水痘等の発生及びまん延を予防するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施します。また、予防接種の説明、予診票付きのしおりを個別に配布するなど、予防接種の周知と勧奨を推進します。	健康支援課
29	親子デンタル教室	1歳から1歳6か月児を持つ親を対象に、虫歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。	健康支援課
30	保健・医療連携システム事業での支援活動の推進	周産期養育支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援を推進します。	健康支援課

1-8 母親の健康増進

【施策の方向】

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・意識啓発を図ります。
- 各種検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげます。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
31	乳がん・子宮がん検診	乳がん・子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40歳以上、20歳以上の女性を対象に、乳がん、子宮がん検診を実施します。	健康支援課
32	母親教室	妊婦を対象に妊娠・出産・育児に関する知識の普及と親としての意識の向上を図るため母親教室を開催します。	健康支援課
33	母子健康手帳の交付	母子手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげていきます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。	健康支援課
34	妊婦健康診査事業	妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波健診費用を助成します。	健康支援課
35	若年妊婦訪問事業	妊娠届時に18歳以下（高校3年生相当年齢以下）の初産の妊婦を対象に、妊娠期に全数訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。	健康支援課

1-9 食育の推進

【施策の方向】

○さまざまな機会を通じて食育の重要性の啓発と知識の普及、実践支援を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
36	離乳食・食事指導	乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。	健康支援課
37	離乳食講習会の開催	子どもの健康や成長にとって、「適正な栄養と食事」が基本であることを学んでもらうため、子育て中の親を対象に調理実習や講習会を開催します。	こども育成課
38	保育所での「食への関心の育成」事業	保育園児には、楽しく食べることで食への関心を持たせ、園内での野菜づくりやクッキング保育等で食の大切さを体験させます。また、保護者には家庭向けの食事指導を行うなど、家庭と保育所が連携して子どもの健康な心と体を育むことを推進します。	こども育成課
39	小・中学生への食に関する指導	小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするため、栄養士が食に関する指導を行います。	教)指導室

1-10 小児医療の充実

【施策の方向】

○いつでも安心して受診できる医療体制の確保に努めます。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
40	夜間・休日急病センター事業（初期救急）	夜間・休日急病センターにおける夜間休日の診療、休日当番病院における休日祝祭日の診療を行います。	健康支援課
41	二次救急医療機関運営事業	平成17年4月に苫小牧市立病院が小児科救急医療拠点病院の指定を受けており、小児救急医療の充実を図ります。	健康支援課

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、働き方の見直しへの意識啓発を図りつつ、職場における子育て家庭への理解促進や仕事と子育ての両立を支援するための就労環境の整備を促進するとともに、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスの充実に努めます。

【施策推進の背景】

共働き家庭が増加し続けているなか、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることにより、出産を機に退職する女性も少なくありません。

また、「イクメン」という言葉が生まれるなど、父親の子育て参画に対する意識・志向の高まりが見られる一方で、育児休業の取得率は依然として低い状況となっており、現実として仕事を優先せざるをえない状況もうかがえます。

子育て家庭における働き方の見直しや希望する働き方が実現できる就労環境づくりを進めるとともに、子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

【施策体系】

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

2-1 ワークライフバランスの推進

2-2 保育サービスの充実

2-1 ワークライフバランスの推進

【施策の方向】

- 子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知および法令遵守を図り、子育て家庭が働きやすい就労環境の整備を促進します。
- 各種講座等を通じて、男女が共に子育てに参画するための意識の醸成を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
42	子育てと仕事の両立に関する法や制度の周知	育児・介護休暇、妊娠や出産、育児休業等を理由とした解雇その他不当な取扱いをすることの禁止などの法や制度の周知、労働時間の見直しなどの情報提供に努めます。	男女平等参画課・工業労政課
43	就労の場における母性保護などの制度の周知	働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。	男女平等参画課・工業労政課
44	仕事と家庭の両立を促進するための啓発	男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭や地域、職場における男女平等参画を促進します。(男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行、男女平等参画講座・各種学習会の実施等)	男女平等参画課

2-2 保育サービスの充実

【施策の方向】

- 多様な保育ニーズに対応したサービス提供体制の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
45	延長保育事業	保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前8時～午後6時）を前後1時間または30分延長して開所する延長保育を推進します。	こども育成課
46	休日保育事業	保護者の休日就労や育児疲れなどの解消に対応するため、日曜・祝日等においても開所する休日保育を推進します。	こども育成課
47	一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化や疾病などやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを推進します。	こども育成課

No.	施策名	事業概要	担当課
48	乳児保育事業	女性の就労増加や就労形態の変化により、1歳未満児の保育に対する社会的要請が増大しているため、乳児保育の充実に努めます。	こども育成課
49	広域保育事業	保育を必要とする児童を居住地の市町村以外の保育所に相互入所させる広域入所を実施します。	こども育成課
50	病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期にあつて、集団での保育が困難な保育園児等を預かる病児・病後児保育事業を推進します。	こども育成課

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

ニーズに対応した質の高い教育・保育の提供体制を確保し、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて一人ひとりの発達や個性に応じた子どもの健やかな成長を支えます。また、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育や様々な体験や学習機会の充実を図り、それらを通じて子どもの「生きる力」を育みます。

【施策推進の背景】

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労に対する意識の変化等により保育ニーズが高まっています。特に、3歳未満児の教育・保育を担う施設の確保及び質の向上を図りつつ、子どもの発達段階に応じた教育・保育の一体的な提供体制を整備していくことが課題となっています。

また、子どもの心身の健やかな成長を育む環境として、学校教育が果たす役割は大きくなってきており、基礎学力の向上はもとより、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが期待されています。家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担い、連携・協力し、地域全体で子どもの「生きる力」を育んでいく必要があります。

【施策体系】

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

3-1 幼児期の保育・教育の充実

3-2 放課後の教育環境の整備

3-3 学習指導の充実

3-4 国際教育の充実

3-5 教職員の資質向上

3-6 教育施設の整備

3-7 地域に開かれた学校づくり

3-8 いじめ・不登校対策の充実

3-9 家庭・地域の教育力の強化

3-10 体験活動の充実

3-11 スポーツ活動の推進

3-12 読書活動の推進

3-13 健全な成育環境の整備

3-14 子どもの活動の経済的支援

3-15 思春期保健対策の充実

3-1 幼児期の保育・教育の充実

【施策の方向】

○教育・保育ニーズの増大に対応した教育・保育事業の提供体制の確保に努めます。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
51	保育所、幼稚園、認定こども園の整備	保育所、幼稚園、認定こども園を整備し、待機児童の解消、小学校就学前の子どもの教育・保育環境の充実を図ります。	こども育成課

3-2 放課後の教育環境の整備

【施策の方向】

○小学生が放課後等に安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
52	放課後児童クラブの充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を推進します。また、保育所等の利用者が、就学後も引き続き円滑に利用できるよう、開室時間の延長を検討します。	青少年課

3-3 学習指導の充実

【施策の方向】

○一人ひとりの状況に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
53	少人数指導や習熟度別学習の推進	各学校において、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、T T指導、少人数指導、習熟度別学習を計画・実施します。(文部科学省の「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づき実施します。)	教)学校教育課

3-4 国際教育の充実

【施策の方向】

○国際化時代に対応した人材を育成するための教育の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
54	国際理解教育の推進	中学校における生徒のコミュニケーション能力の育成及び外国語教育の充実並びに小学校における外国語活動、国際理解教育の推進を図るため、外国青年招致事業による外国語指導助手を学校に派遣します。	教)学校教育課・ 教)指導室
55	こども国際交流事業	子どもたちを海外に派遣し、学校訪問交流やホームステイ体験等を通し、諸外国の生活文化に直接触れてもらうことで、国際的視野を広め国際性豊かな人材を育成します。	市民自治推進課

3-5 教職員の資質向上

【施策の方向】

○教職員の資質向上のための研究・研修機会の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
56	研究委嘱校による研究の推進	学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。	教)教育研究所
57	私立幼稚園教育研究補助	幼児の心身発達の助長を図るため、幼児教育に係る研究（私立幼稚園教員の資質向上のための研修事業参加費用）に要する経費の一部を補助します。	こども育成課
58	教職員研修会、生徒指導講習会の開催	教職員を対象に、いじめ・不登校などの問題や児童生徒の安全確保の問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。	教)指導室

3-6 教育施設の整備

【施策の方向】

○児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる教育施設の整備を計画的に推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
59	教育施設整備	老朽化した校舎、屋内体育館などを安全で快適な教育環境に整備するため、改築、補強及び大規模改造事業を推進します。	教)総務企画課

3-7 地域に開かれた学校づくり

【施策の方向】

○地域と連携した信頼される学校運営を図るため、地域に開かれた学校づくりを推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
60	学校評議員制度の充実	全小・中学校に学校評議員を配置し、地域に開かれた学校づくりを推進します。	教)学校教育課

3-8 いじめ・不登校対策の充実

【施策の方向】

○いじめの発生防止と実態把握に努めるとともに、発生時の適切な対応及びいじめを受けた児童生徒の相談・ケア体制の充実を図ります。

○不登校児童生徒に対する相談体制の充実及び再登校に向けた支援の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
61	いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の問題解決のため、スクールカウンセラー（ソーシャルワーカー）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒への相談体制の充実を図ります。また、いじめ問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。	教)指導室
62	いじめ・不登校等相談	来所及び巡回などにより、いじめ・不登校などに関わる相談を実施します。	こども支援課

No.	施策名	事業概要	担当課
63	心の教室相談員の配置	生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるよう、全中学校に心の教室相談員を配置します。	教) 学校教育課
64	教育相談	いじめ・不登校などの問題解決のため、指導室において、来所及び電話による教育相談を実施します。	教) 指導室

3-9 家庭・地域の教育力の強化

【施策の方向】

○保護者や市民を対象に、教育に関する関心を高め、知識の普及を図るための機会の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
65	公開研修講座	一般市民や教職員を対象に、特殊教育、不登校対策、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修講座を開催します。	教) 教育研究所
66	家庭教育相談等の開催	市役所と児童センター・児童館において家庭教育相談を、児童センター・児童館において家庭教育学習会を開催します。さらに、団体などの要請により家庭教育講演会・地域懇談会も開催します。	青少年課

3-10 体験活動の充実

【施策の方向】

○多様な体験・交流を通じて子どもの健全な育成を図るため、地域で活動する各種団体や企業等と連携し、さまざまな体験・交流機会の拡充を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
67	幼・小・中学生に対する体験活動事業	子どもの体験活動の情報収集・提供（幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行等）を行います。体験活動プログラム事例等の調査・研究（教職員向け）を行い、「学社連携実践事例集」を発行します。体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行います。また、市内公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を発行します。	教) 生涯学習課

No.	施策名	事業概要	担当課
68	青少年キャンプ場の利用促進	青少年に集団生活や自然体験をしてもらうため、青少年キャンプ場の利用を促進します。	青少年課
69	リーダー養成事業	地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。	青少年課
70	児童の体験教室事業	児童やその親を対象として、工作・科学教室、天文教室などを開催し、児童の創造性や創造性を高めるとともに健全育成を推進します。	教)科学センター
		郷土の自然や歴史を学ぶ知識の広場として、博物館を広く一般に公開し、生涯学習社会に対応した博物館活動の推進に努めるとともに、特別展、企画展、体験教室、観察会・見学会、映画会などを開催し、子どもの健全育成を推進します。	教)美術博物館
		小中学生を対象に、自然ふれあい教室、いのちの授業、獣医さんの野生動物救護の現場ウォッチングを開催、自然や命の大切さを学ぶ活動を実施します。	環境生活課
		地域の児童や親を対象として、「ふるさと探訪」「生活体験教室」等を実施し、子どもの健全な育成を引き続き推進します。	教)勇武津資料館
71	博物館クラブ	博物館クラブ員として登録された児童を中心に様々な活動を実施します。	教)美術博物館
72	美術館こども広報部「びとこま」	児童の美術館広報として特別展や企画展、教育普及活動などを取材、記事を作り「びとこま」の名称で年5回発行します。	教)美術博物館

3-11 スポーツ活動の推進

【施策の方向】

○子どもが気軽にスポーツができる環境づくりと競技スポーツの推進強化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
73	スポーツ施設無料開放事業	昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、幼児から中学生を対象に、スケートリンクや温水プール及び体育館等の個人利用料金を免除します。	スポーツ推進室
74	全道大会、全国大会の遠征費補助事業	昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、各種スポーツの全道大会、全国大会の遠征費を助成することで、児童の健康増進と健全育成を推進します。	スポーツ推進室

3-12 読書活動の推進

【施策の方向】

○子どもの読書への関心を高めるとともに、家庭等での読書の促進を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
75	読書活動促進事業	児童やその保護者を対象にした行事を開催し、児童の読書への関心を高め、健全育成を推進します。また、児童やその保護者を対象にしたビデオ上映会を開催し、児童の読書への関心を高め、健全育成を推進します。また、小学校へ向けた読書支援サービス「スクールメール便ブックちゃん」事業を推進します。	教)生涯学習課 (中央図書館)

3-13 健全な成育環境の整備

【施策の方向】

○子どもの健全な成長に有害な描写や情報等に触れない環境づくりを促進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
76	子どもに有害な環境排除に向けた取組み	関係機関やPTA・地域団体と連携し、性や暴力に関する過激な情報雑誌などの自動販売機の撤去について、自主的措置の働きかけを行います。	こども支援課

3-14 子どもの活動の経済的支援

【施策の方向】

○地域における子どもの活動に対し経済的支援を行い、活性化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
77	私立高等学校生徒活動費補助	私立高校等における生徒活動の充実及び負担の軽減を図るため、学校に対し補助します。	教)総務企画課
78	地域青少年対策促進補助金	地域子ども会の活動を促進するため、各町内会に地域青少年対策促進補助金を交付します。	青少年課

3-15 思春期保健対策の充実

【施策の方向】

○思春期の心と体に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
79	薬物乱用防止等の教育・啓発活動	学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、青少年に対する薬物乱用防止への啓発活動を推進します。	こども支援課・教)指導室
80	性教育協議会への補助	性に対する知識の普及のための講演会、会員による学校などでの講演、思春期教室など、性教育協議会の活動を引き続き支援します。	健康支援課
81	思春期の心と体に関する正しい知識の啓発活動	思春期の心と体に関する講座を推進するとともに、小学校・中学校の授業における取組みと連携を図りながら、正しい知識の啓発に努めます。	教)指導室
82	デートDV防止啓発事業	交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係団体と連携して実施します。	男女平等参画課

基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくりま

すべての子どもの健やかな成長を実現するため、子どもの育ちや子育ての重要性を地域社会全体で共有しながら、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが有する権利と安全安心を守る環境づくりを促進します。

【施策推進の背景】

近年、核家族化や近所づきあいの希薄化などにより、身近な人に頼りにくい環境となっています。地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境づくりが求められています。

また、家庭において適切な養育を受けることができない子どもも増えてきており、関係機関と連携し、社会的養護の充実を図っていく必要があります。

さらに、子育て家庭が暮らしやすい生活環境として、安全に遊ぶことができる公園の充実や犯罪を起こしにくい環境づくり、通学路における歩道の整備やバリアフリー化など安心して外出できる環境づくり等が必要です。ハード面での計画的な整備を進めるとともに、市民からの理解・協力や見守り体制づくりなどソフト面においても、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

【施策体系】

基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくりま

4-1 地域における子育て相談・交流の充実

4-2 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

4-3 子どもの健全育成の推進

4-4 子どもの権利の普及・啓発

4-5 安全安心なまちづくりの推進

4-6 安心して外出できる環境の整備

4-7 子どもの交通安全の確保

4-8 青少年の非行対策

4-9 子どもの犯罪被害防止

4-1 地域における子育て相談・交流の充実

【施策の方向】

- 地域全体で子育て家庭を支えるため、住民相互の支え合い活動の活性化や身近な場所で気軽に相談できる体制の強化を図ります。
- 子どもや子育て家庭における多様な交流機会の拡充を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
83	地域子育て支援事業	保育園子育てルームやとまこまい子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供、子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供や講習会の開催などを行うとともに、子育てサークルの育成支援など地域のネットワークづくりを推進します。	こども育成課
84	ファミリー・サポート・センター事業	子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人が相互に子育て家庭を支援していくファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども支援課
85	子育てサロンの実施	児童センター・児童館等において、子育てサロンを開催し、育児相談や親同士の交流を図りながら子育て支援を推進します。	青少年課・健康支援課
86	異年齢児・世代間交流事業	保育園児と地域の児童やお年寄りとが、地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行うなどの交流活動を推進します。	こども育成課
87	利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。	こども育成課

4-2 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

【施策の方向】

○社会的養護が必要な子どもに対する支援体制の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
88	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や入院、事故などにより、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親において一時的に児童を短期間預かる子育て短期支援事業を推進します。	こども支援課
89	里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の普及促進と里親の開拓を図ります。	こども支援課

4-3 子どもの健全育成の推進

【施策の方向】

○地域における子どもの健全育成に向けた活動を促進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
90	児童センター・児童館の利用促進	児童の健康を増進し、豊かな情操を育むため、児童センター・児童館の利用促進を図るとともに、子ども会・母親クラブなどの育成に努めます。	青少年課
91	放課後子ども総合プラン	次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を推進し、余裕教室が確保できた学校での実施について検討します。	青少年課・ 教)総務企画課
92	青少年委員委嘱事業	各町内会単位で青少年委員を委嘱し、地域と一体となった青少年の健全育成・非行防止活動を推進します。	青少年課
93	健全育成啓発資料発行	1年間の主な健全育成事業結果を「青少年だより」としてまとめ、各町内会・学校等に配付します。	青少年課

No.	施策名	事業概要	担当課
94	「希望の鐘」吹鳴事業	青少年育成の願いを込め、学校・公園に設置している「希望の鐘」を1日3回吹鳴します。	こども支援課
95	幼児・児童の健康増進事業	幼児・児童を対象として、総合体育館や川沿公園体育館で、親子のびのび教室や少年少女体力づくり教室などを開催し、幼児・児童の健康増進と健全育成を推進します。	スポーツ推進室

4-4 子どもの権利の普及・啓発

【施策の方向】

○子どもの権利に対する理解を深めるための取組を推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
96	子どもの権利の普及・啓発	「子どもの権利条約」の指導資料を指導室ホームページに掲載し、授業での活用や配付により、啓発に努めます。	教)指導室

4-5 安全安心なまちづくりの推進

【施策の方向】

○子どもや子育て家庭が安全・安心な暮らしをできる生活環境の整備を推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
97	公営住宅の建替事業の推進	老朽化し手狭な市営住宅の建替えにおいて、子育てにも対応できる、ゆとりのある住宅づくりに努めます。【平成26年度から日新団地の建替事業に着手】	住宅課
98	安心安全な道路整備	人にやさしい街づくりを目標に、安心・安全に配慮した道路整備、歩道のバリアフリー化、除雪体制の充実などを推進します。(平成21年度以降植苗停車場道線、双葉大通線、木場町中央通線など)	道路河川課・道路維持課
99	街路灯整備	夜間の犯罪、事故を防止し、通学路などの安全を確保するため、幹線道路に街路灯を設置するとともに、生活道路に街路灯を設置した町内会などに助成します。	市民生活課

No.	施策名	事業概要	担当課
100	公園のリニューアル化推進	古い公園の遊具などをリニューアルし、子どもたちに環境の良い遊び場を引き続き提供します。	緑地公園課
101	親の目の届く公園整備	街区公園及び近隣公園に幼児が遊べる遊具を設置し、親子が安心して遊べる空間を整備します。	緑地公園課

4-6 安心して外出できる環境の整備

【施策の方向】

○小さな子ども連れでも安心して外出できる環境づくりを推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
102	公共施設のバリアフリー化の推進	苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	建築課・設備課・社会福祉課
103	市主催事業等での託児の実施	講演会、学習会など市主催の事業において託児を実施し、子育てする親の文化活動等を支援します。	男女平等参画課

4-7 子どもの交通安全の確保

【施策の方向】

○小さな子ども連れでも安心して外出できる環境、子どもが安心して外で遊べる環境づくりを推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
104	交通安全教室	交通安全指導員が保育所・幼稚園・小学校・町内会などに出向き、交通安全教室を開催します。	安全安心生活課
105	交通安全啓発の実施	市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。	安全安心生活課
106	巡回広報・早期啓発の実施	毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。	安全安心生活課
107	登校時街頭指導	交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。	安全安心生活課
108	交通安全施設整備事業	横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。	安全安心生活課

4-8 青少年の非行対策

【施策の方向】

○青少年の非行問題に対し、地域全体で対応するための連携した取組みを推進します。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
109	広報誌発行事業	青少年の非行問題に対して、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった取組みを推進するため、広報誌「少年指導センターだより」を小学校・中学校・高校・関係機関に配付します。	こども支援課
110	関係機関・団体との情報交換	青少年の問題行動に対応するため、警察署や小学校・中学校・高校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体と情報交換を行います。	こども支援課
111	巡回活動事業	巡回活動を通して非行の実態を把握するとともに、状況を分析し効果的な対応計画を策定し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。	こども支援課

4-9 子どもの犯罪被害防止

【施策の方向】

○子どもが犯罪被害にあわないよう、地域全体で見守る活動の活性化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
112	防犯啓発事業	安心なまちづくりのため、「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール・出前講座を行います。	安全安心生活課
113	「子ども SOS の家」運動の推進	変質者・不審者から子どもを守るため、全市的な取組みとして、「子ども SOS の家」の拡大推進に努めます。	こども支援課
114	「子どもを守り心を育てる運動」の取組の推進	次世代を担う青少年の健全育成を図るため、毎年7月1日～7月31日に「子どもを守り心を育てる運動」を展開し、いじめ・薬物乱用根絶運動や挨拶運動等を推進します。また、7月を「強調月間」として指定し、街頭啓発運動や各種巡回活動を実施します。	こども支援課

基本目標 5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況に関わらず、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、関係機関と連携しながら、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援をします。

【施策推進の背景】

地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭が孤立しやすく、また虐待や DV（ドメスティック・バイオレンス）等が発見しにくい環境にあるといえます。保護者をはじめ、市民や関係機関等が虐待に対する理解と共通認識を持つための取組を推進し、虐待防止及び早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

また、近年は離婚件数が減少傾向にあるものの、実家等による支援を受けることもできず、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれているひとり親家庭も多く、生活状況に応じた総合的な支援が必要です。

さらに、すべての子どもの健やかな成長を支援するためには、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育へとつなげていくことが重要です。近年は、発達障がいを持つ子どもが増えています。社会的な理解が十分ではなく、二次障がいへとつながるリスクもあることから、保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

【施策体系】

基本目標 5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

5-1 児童虐待に対する対策

5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援

5-3 ひとり親家庭等への経済的支援

5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化

5-5 障がい児の発達支援

5-6 障がい児家庭への経済的支援

5-7 障がい児の保育・教育の充実

5-8 特別支援教育の推進

5-1 児童虐待に対する対策

【施策の方向】

- 児童虐待に対する市民の理解促進を図り、地域による見守りと早期発見につなげます。
- 関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応が可能な体制の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
115	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行うために「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議の開催など、ネットワーク体制の充実を図ります。	こども支援課
116	児童相談体制の充実	増加する児童虐待相談に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族の再統合にいたるまでの切れ目ない総合的な支援の充実を図ります。	こども支援課
117	児童虐待防止の出前講座	児童虐待の予防・防止や発見時の早期通報の重要性を市民に理解してもらうため、出前講座を通じて児童虐待の現状や事例などを紹介しながら、未然防止や緊急通報などの周知を図ります。	こども支援課
118	児童虐待に対する専門性の向上	児童関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。	こども支援課
119	児童相談所との連携強化	一時保護等の実施が適当であると判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるほか、道と相互に協力し、児童虐待によるの重大事例の検証を行います。	こども支援課

5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援

【施策の方向】

○配偶者等による暴力から身を守り、安全を確保するための相談支援体制の強化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
120	女性相談体制の充実	夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及び同伴する児童の相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携をしながら、被害者の保護支援を図ります。	こども支援課
		女性弁護士による女性のための法律相談を実施します。	男女平等参画課
121	民間シェルターへの支援	ドメスティック・バイオレンス等の被害女性やその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	男女平等参画課

5-3 ひとり親家庭等への経済的支援

【施策の方向】

○ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
122	ひとり親家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	こども支援課
123	母子家庭等児童入学援助金	小学校または中学校に入学する児童がいる母子家庭等の生活を援助するため、入学援助金を支給し、児童の福祉増進を図ります。	こども支援課
124	母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金事業」の利用を促進します。	こども支援課

No.	施策名	事業概要	担当課
125	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育している人に、児童が満18歳に到達した年度末まで手当を支給します。	こども支援課
126	苫小牧風花の会補助金	母子福祉団体による母子家庭等の母や子の福祉の増進活動を促進するため、助成を行います。	こども支援課

5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化

【施策の方向】

○ひとり親家庭の自立した生活に向けた相談支援体制の強化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
127	母子等相談体制の充実	母子家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	こども支援課
128	母子・父子福祉資金貸付の相談業務	母子家庭等が経済的な自立や生活の安定を図るために、北海道から必要な資金を借りる場合の相談業務を行います。	こども支援課
129	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。	こども支援課
130	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねないため、大学生や教員退職者等による学習支援を実施します。	こども支援課

5-5 障がい児の発達支援

【施策の方向】

○一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域で安心して暮らしていくことができるよう、特性に応じた専門的な支援体制の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
131	障がい児相談	障害児通所支援や障害福祉サービス利用のための相談支援事業をはじめ、児童の発達や障がいにかかわる相談をします。	心身障害者福祉センター
132	就学相談	障がいの疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行います。	教)指導室
133	障がい児の通所支援	障がいのある幼児・児童に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。また、民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。	心身障害者福祉センター・社会福祉課
134	障がい児自立支援給付事業	障がいのある幼児・児童に対し、居宅介護、補そう具交付、短期入所等の支援に対する経費を給付します。	社会福祉課

5-6 障がい児家庭への経済的支援

【施策の方向】

○障がい児の就学や医療、養育等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
135	特別支援学級通学通級児童生徒付添者交通費補助	特別支援学級などに通学・通級する児童生徒の登下校の送迎をするために、バスまたは自家用車を利用する保護者などに、送迎に要する交通費を助成します。	教)学校教育課
136	重度心身障害者(児)医療費助成	重度心身障がい者(児)に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	社会福祉課
137	障害児福祉手当	在宅の重度障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担を軽減するため、手当を支給します。	社会福祉課
138	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。	社会福祉課

5-7 障がい児の保育・教育の充実

【施策の方向】

○保育所や幼稚園等における専門的支援の充実と受け入れ体制の強化を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
139	障害児保育事業	保育を必要とする心身に障がいのある児童を保育所に入所させ、健常児との集団保育を通じて、障がい児の成長発達の促進を図る障害児保育を推進します。	こども育成課
140	私立幼稚園障害児教育補助	心身に障がいのある幼児を就園させ、健常児とともに幼児教育を積極的・継続的に行う幼稚園の設置者に、補助金を交付します。	こども育成課
141	保育所等訪問支援事業	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	心身障害者福祉センター
142	幼稚園等相談事業	幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障害のある幼児の小学校就学に向けての相談等を、幼稚園等に訪問し実施します。	こども育成課・教)指導室(子ども支援室)

5-8 特別支援教育の推進

【施策の方向】

○一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育的支援が行われる体制の充実を図ります。

【主な施策】

No.	施策名	事業概要	担当課
143	特別支援教育コーディネーターの充実	各市立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関との連携を図ります。	教)学校教育課・教)指導室
144	特別支援教育支援員の配置	市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。	教)学校教育課

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(1) 庁内連携による施策の推進

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局各課・機関が連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

(2) 道・関係機関との連携による施策推進

一人ひとりの状況に応じたより専門性の高い支援につなげることができるよう、道や関係機関との連携を強化し、必要に応じて協力・要請を行いながら、施策の推進を図ります。

(3) 地域との連携による施策推進

地域が一体となって子育てを支援するため、市民をはじめ、ボランティアやNPO法人等の地域活動団体と本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力ながら、施策の推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を点検・評価を行います。点検・評価の結果については、「苫小牧市子ども・子育て審議会」にて報告するとともに、広報紙や市ホームページ等を通じて公表することとします。